

京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

<本編（案）>

～循環型社会を形成し、環境にやさしいまちづくり～

令和6（2024）年

京田辺市



目次

総論	1
第1章 計画の基本的事項	2
1-1 計画策定の背景・目的	2
1-2 計画の位置付け	3
1-3 計画期間	4
1-4 計画の進捗管理	4
1-5 廃棄物を取り巻く国内外の動向	5
第2章 京田辺市の概況	9
2-1 地勢	9
2-2 人口動態	9
2-3 産業の動向	11
2-4 関連計画	13
第1部 ごみ処理基本計画	17
第1章 ごみ処理の現況と課題	18
1-1 ごみ処理の概要	18
1-2 ごみの排出量	21
1-3 ごみ処理の状況	26
1-4 ごみ質の状況	27
1-5 ごみ処理に関する処理経費	29
1-6 京都府内自治体との比較	30
1-7 前計画の進捗状況	31
1-8 今後の課題	37
第2章 ごみ処理の将来目標	38
2-1 基本理念と基本方針	38
2-2 ごみ排出量の将来推計	39
2-3 目標値	40
第3章 目標達成に向けた施策	42
3-1 施策体系	42
3-2 重点施策（リーディングプロジェクト）	43
3-3 施策内容	46
第4章 今後のごみ処理	54
4-1 収集運搬計画	54
4-2 中間処理計画	55
4-3 最終処分計画	56
4-4 災害時における廃棄物処理	56
第5章 市民・事業者・行政の役割分担	57

第2部	食品ロス削減推進計画.....	59
第1章	食品ロスの現状.....	60
1-1	食品ロスと環境問題.....	60
1-2	食品ロス削減に向けた動き.....	65
第2章	計画の基本的事項.....	67
2-1	計画策定の趣旨.....	67
2-2	計画の位置付け.....	67
第3章	基本理念・基本方針・基本目標.....	68
3-1	基本理念.....	68
3-2	基本方針.....	68
3-3	基本目標.....	69
3-4	各主体の役割.....	70
第4章	施策.....	71
4-1	施策体系.....	71
4-2	施策内容.....	72
資料編	75
【資料1】	本市におけるごみ処理の経緯.....	76
【資料2】	ごみ処理量の推計に関する資料.....	77
2-1	発生量の推計方法.....	77
2-2	減量目標の設定.....	77
2-3	ごみ種類別の予測結果.....	78
2-4	ごみ排出量の予測総括.....	96
【資料3】	アンケート調査結果.....	102
3-1	市民アンケートの概要.....	102
3-2	事業者アンケートの概要.....	110
【資料4】	本計画とSDGsとの関連.....	117
【資料5】	用語解説.....	118

<法令等の略称>

本計画では、関係する法令等を次のように略称で示します。

略 称	正 式 名 称
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物処理基本方針	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
資源有効利用促進法	資源の有効な利用の促進に関する法律
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法
食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律
グリーン購入法	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
食品ロス削減推進法	食品ロスの削減の推進に関する法律
プラスチック資源循環促進法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

総論

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景・目的

本市では、「MOTTAINAI（もったいない）の心で循環型まちづくり」を目指し、平成21（2009）年から令和5（2023）年度までの15年間を計画期間とした「京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。その後、同計画を改定しています。

本市は同計画に基づき、市民・事業者の協力のもと、プラスチック容器包装や紙ごみの分別収集、市民・学生に対する啓発活動、事業者に対する適正処理指導などの様々な施策を実施し、ごみの減量・リサイクルを進めてきました。

一方、この間もプラスチックごみによる海洋汚染などの新たな問題や、地球温暖化の更なる進行など、地球規模での環境問題が深刻化してきました。こうした背景のもと、国連では「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成27（2015）年9月）が採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境にかかる課題に統合的に取り組んでいくことが示されました。

また、国は、持続可能な社会づくりの総合的な取組みを定めた「第4次循環型社会形成推進基本計画」（平成30（2018）年6月）の策定をはじめ、海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化などの幅広い課題に対応する「プラスチック資源循環戦略」（令和元（2019）年5月）の策定、プラスチック製品の設計から販売、廃棄物の処理という全体の流れのなかで3R+Renewableを進めるための「プラスチック資源循環促進法」（令和4（2022）年4月）の施行、国民運動として食品ロスの削減を推進する「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元（2019）年10月）の施行など、循環型社会の形成に向けた動きを加速させています。

さらに近年は廃棄物処理の分野でも脱炭素化が要請されています。国は2050年に温室効果ガス実質排出量ゼロを目指す方針を定めており、本計画でもそれに基づく取組みが必要です。

また、人口減少・少子高齢化の進行や、環境変化に伴う災害リスクの高まりなど、社会環境も大きく変化してきています。日常生活や事業活動においては、インターネットの利用や人工知能（AI）の利用など、ICT（情報通信技術）の進展が、今後ますます進むと考えられます。さらに、令和元（2019）年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は全世界に感染が拡大し、国内においても度重なる感染拡大を受け緊急事態宣言が発出されるなど、社会に大きな影響を与えましたが、現在は収束に向かいつつあります。

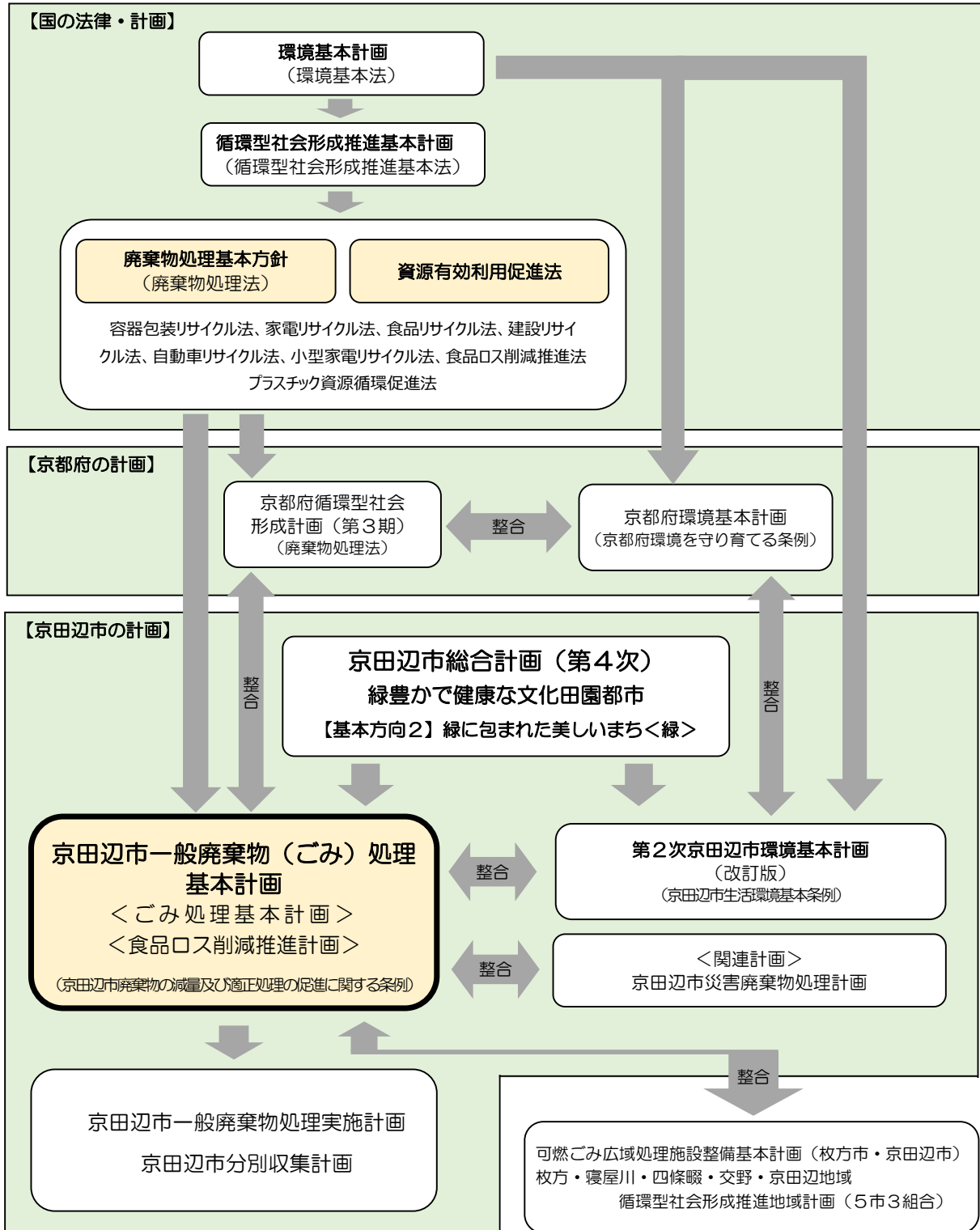
次の世代によりよい京田辺市を引き継ぐためには、世界や国が目指す方向性を踏まえつつ、社会環境の変化や市民ニーズの変化にも対応しながら、ごみ減量・リサイクルの取組みを進め、持続可能な循環型社会の基盤を整備していく必要があります。

以上のことから、廃棄物行政を取り巻く状況の変化や社会環境の変化を踏まえ、市民・事業者・行政の協働のもと、さらなるごみの減量・リサイクルを進め、持続可能な循環型社会の形成を目指すための計画として、令和6（2024）年度を初年度とする京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

1-2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により策定する一般廃棄物処理計画の一部です。京田辺市における一般廃棄物処理計画は、本計画と京田辺市一般廃棄物処理実施計画により構成されます。

図表 1 本計画と関係法令及び関連計画との関係



1-3 計画期間

本計画は、令和6(2024)年度を初年度、令和10(2028)年度を中間年度、令和15(2033)年度を最終年度とします。

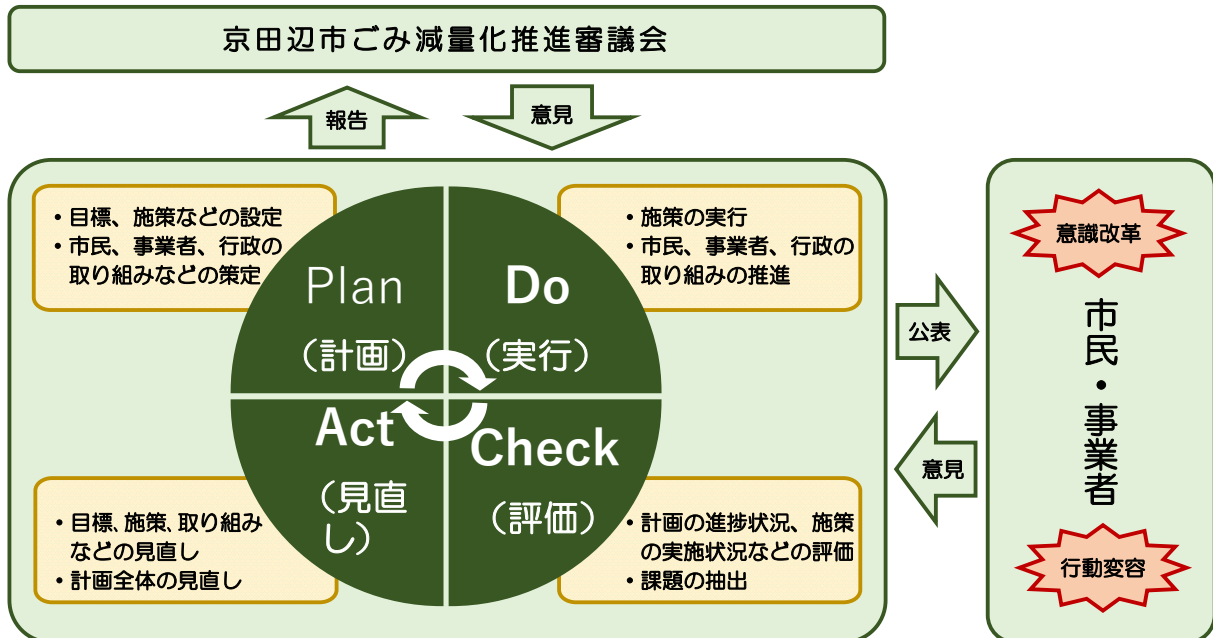
図表2 計画期間

令和6年度 (2024) 初年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028) 中間年度	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033) 最終年度
<人口微増傾向を見据えた対応> ごみ排出量の抑制、食品ごみ・紙ごみの減量推進 ← 前期					<地球規模の課題への対応> 食品ロス削減、プラスチックごみ削減、脱炭素社会の実現 ← 後期				

1-4 計画の進捗管理

本計画において、PDCAサイクル(図表3)に基づく進行管理を行います。進行管理にあたっては、基本目標に関する進捗状況や要因分析を行い、京田辺市ごみ減量化推進審議会と市民からの意見や提案を踏まえ、施策や事業を見直すとともに、その内容を広報誌等で公表し、市民、事業者の意識改革と行動変容を促します。

図表3 PDCAサイクルに基づく進行管理



1-5 廃棄物を取り巻く国内外の動向

(1) 国際的な動向

- 国連では2015年9月に「持続可能な開発目標」(SDGs: Sustainable Development Goals)が採択され、「持続可能な社会」の実現に向けた動きが加速化。
- 2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定(パリ協定)が合意され、温室効果ガス削減の長期目標を設定。
- 2021年のCOP26では、今世紀半ばのカーボン・ニュートラル及びその経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求めている。

(2) 国の動向

- パリ協定を受け、国は「2050年にカーボンニュートラル」を宣言し、2030年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すことを表明した。
- 食品ロス削減推進法(令和元(2019)年10月施行)、プラスチック資源循環促進法(令和4(2022)年4月施行)など、国の法整備が進み、自治体は実効ある対応が必要となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の流行は3年を超え、令和5(2023)年5月には「5類感染症」に移行し収束に向かいつつあるが、ごみ処理体制においても感染症対策が必要である。

(3) 京都府の動向

- 「京都府循環型社会形成計画(第3期)」(令和4(2022)年3月)を策定し、サーキュラー・エコノミー(循環経済)の形成を計画的かつ総合的に推進している。
- 京都府と京都市では外食産業と食品小売業を対象に「食べ残しゼロ推進店舗」事業(令和2(2020)年度末の登録約2,000店舗)を推進している。
- 京都府環境基本計画に掲げる「プラスチックごみの削減」に係る当面の施策を実行するため、「京都府プラスチックごみ削減実行計画」(令和3(2021)年1月)を策定し、使い捨てプラスチックの削減、プラスチックごみの3Rの促進、海洋プラスチックごみ対策を推進している。

(4) 京田辺市ゼロカーボンシティ宣言

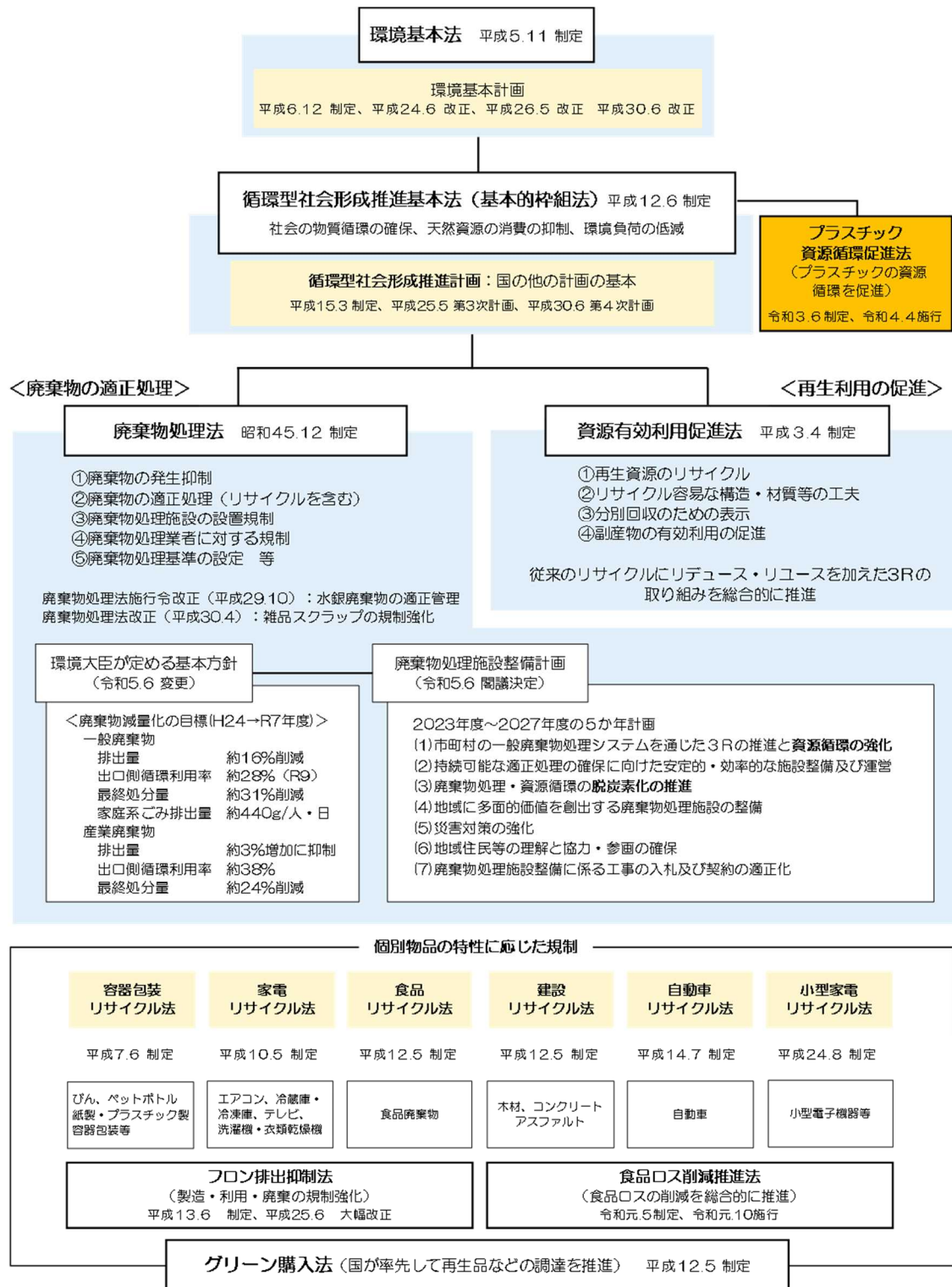
国は令和2(2020)年に「2050年までに国内の二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする」ことを宣言するとともに、地方自治体等にも参画が促されました。

これを受け、本市は令和3(2021)年2月、再生可能エネルギーや環境教育など地球温暖化対策を進めるとともに、「緑に包まれた美しいまち」京田辺を次世代につなぐため、2050年までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を山城地域では最初に宣言し、市民・事業者・市が一体となって、その取組みを推進するとしています。

(5) 関連法令の概況

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物処理法」、リサイクル関連の法律等の関係法令に基づいて策定するものです。廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系を図表4に示します。

図表4 廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系



出典:「日本の廃棄物処理の歴史と現状」(H26.2、環境省)に加筆

(6) 国・京都府の目標

国の目標を図表5に、京都府の目標を図表6に示します。

図表5 国の一般廃棄物に関する目標

方針・計画		廃棄物処理基本方針 基本的な方針の改定 (令和2(2020)年3月16日)	第4次循環型社会 形成推進基本計画 (平成30(2018)年6月)
基準年度		平成12(2000)年度	平成12(2000)年度
目標年度		令和7(2025)年度	令和7(2025)年度
排出削減	排出量	3,800万t	3,800万t 850g/人・日(28%減)
	家庭系ごみ量	440g/人・日(33%減)	440g/人・日(33%減)
	事業系ごみ量	—	1,100万t(39%減)
再生利用率		28%	—
最終処分量		320万t(73%減)	320万t(73%減)
(最終処分率)		(8.4%)	(8.4%)

注1)「家庭系ごみ量」は資源物・集団回収を除いたごみ排出量

注2)「最終処分率」は目標値から計算した値

図表6 京都府の一般廃棄物に関する目標

項目	令和元(2019)年度 実績	令和12(2030)年度 目標
排出量 (1人1日当たりの排出量)	796千t (836 g/人・日)	710千t (760 g/人・日)
再生利用率	15.7%	20.0%
一般廃棄物の焼却により発生する 温室効果ガスの排出量	240千t-CO ₂	162千t-CO ₂
最終処分量	107千t	92千t
(最終処分率)	(13.4%)	(13.0%)

出典：京都府循環型社会形成計画(第3期)

(7) SDGsの動向

ア. SDGsの潮流

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に掲げられた17の目標（ゴール）を達成できるよう、国はさまざまな主体による循環型社会の形成に関する取組みの促進に力を入れています。国が平成30（2018）年に策定した「第五次環境基本計画」や、「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、SDGsの考え方を活用しながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点でのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくという方向性を掲げており、今後はSDGsの目標達成に貢献する活動が求められます。

図表7 SDGsの17のゴール



出典：国際連合広報センター

イ. 本計画とSDGsとの関連

国の「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連しており、複雑化してきているとした上で、地球規模の環境の危機を踏まえ、その解決に向かうためには、「SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要」としており、環境分野の大きな原則として、SDGsの考え方が組み込まれています。

これを受け、「第4次京田辺市総合計画」及び「第2次京田辺市環境基本計画（改定版）」では、施策の方向性は国際的な目標であるSDGsの理念と重なると考え、各施策とSDGsの17の目標の関係を整理してとりまとめています。本計画においても、上位計画の考え方を踏襲し、本計画を推進し、持続可能な循環型社会の構築を目指すことが、SDGs 達成にも結びつくことと認識して、取組みを進めていきます。

なお、本計画と関連するSDGsの目標を図表8に示します。

図表8 本計画と関連するSDGsの目標



第2章 京田辺市の概況

2-1 地勢

本市は、京都市、奈良市の中心部から約20km、大阪市の中心部からは約30kmと、大都市の中間にあります。

西から京阪奈丘陵に連なる甘南備山などの山地部、市街地の広がる丘陵部、東に流れる淀川の三大支流の一つである木津川がつくりあげた沖積地からなる平野部で構成されています。

鉄道路線は、大阪市と木津川市を結ぶJR片町線、京都市と奈良市を結ぶ近鉄京都線が通っており、広域幹線道路網も充実していることから、周辺都市へのアクセスが大変便利な立地です。

気候は、瀬戸内式気候に属しており、令和4（2022）年の年平均気温は15.8℃、年間降水量は1,487mmで、温暖で比較的過ごしやすい気候となっています。

図表9 京田辺市の位置

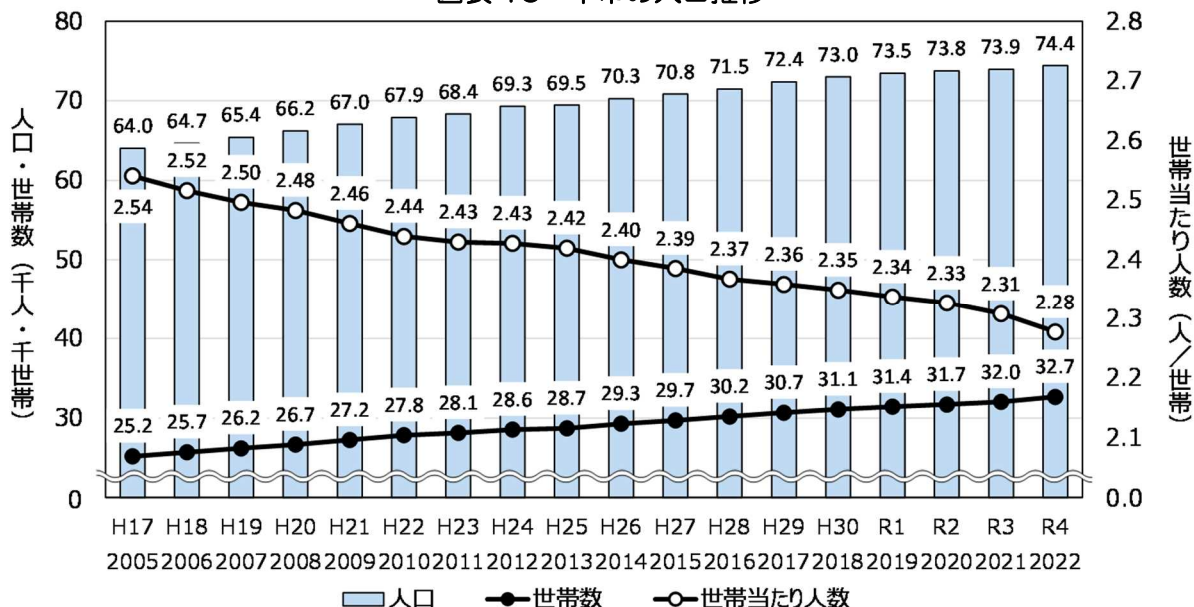


2-2 人口動態

(1) 人口、世帯数と世帯当たりの人員数の推移

本市の人口は、昭和40（1965）年以降、北部地域における大規模な住宅地開発などにより急激に増加しています。近年では、多くの市町村が人口減少に転じている中、本市は現在も増加傾向にあります。世帯当たりの人数は減少を続け、核家族化の進行を示しています。

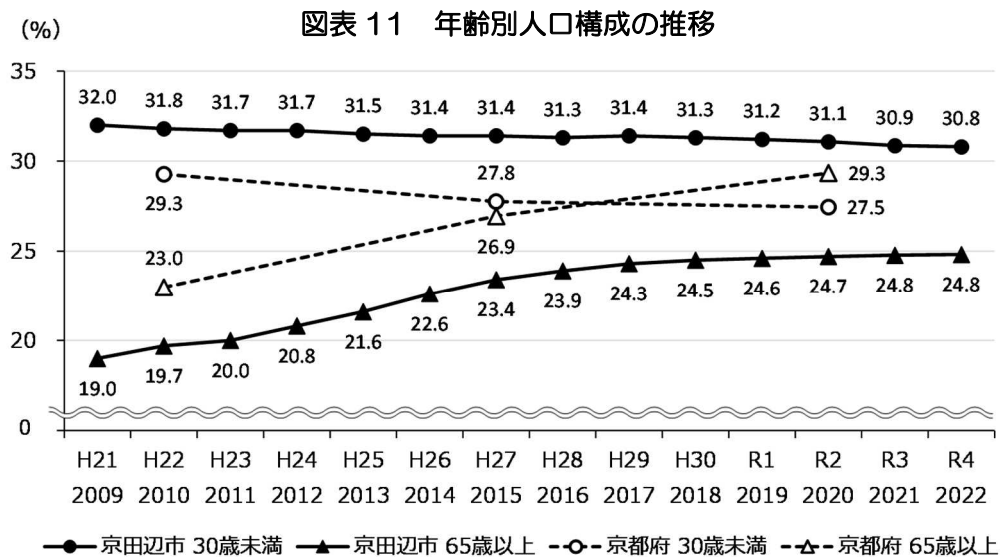
図表10 本市の人口推移



出典：京都府推計人口（各年10月1日）

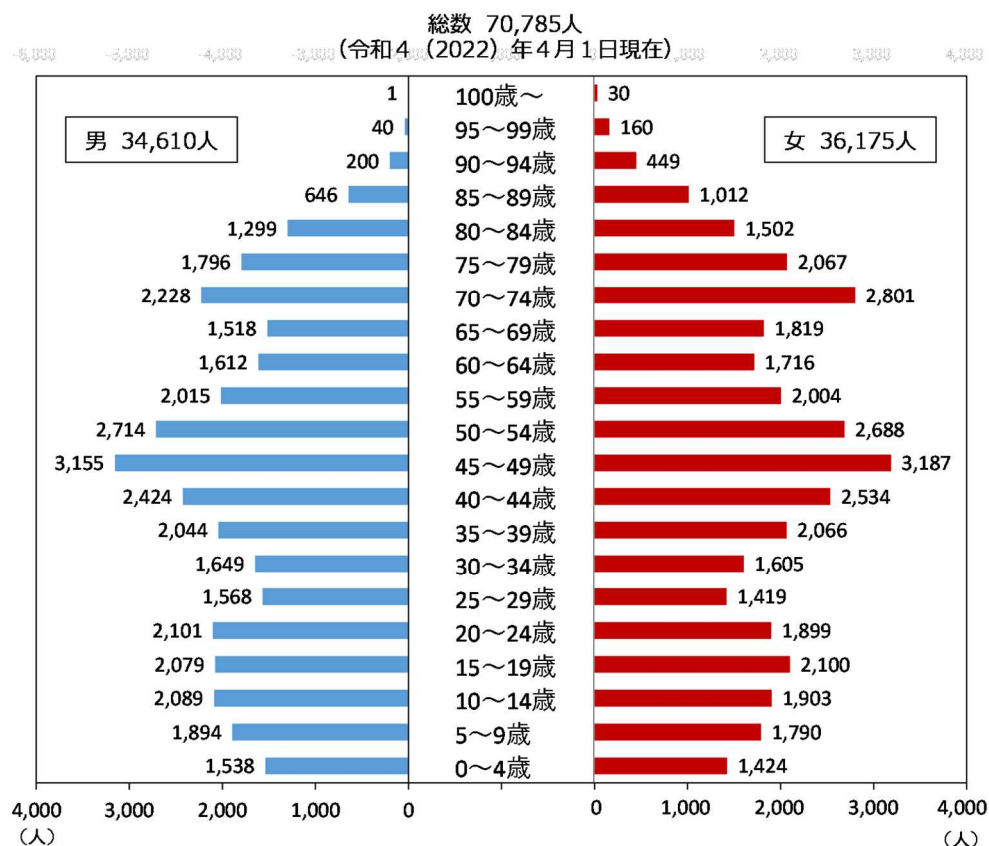
(2) 男女別・年齢別人口

本市の人口について、高齢者（65歳以上）の占める割合及び若者（30歳未満）の占める割合の推移を見ると、高齢者の占める割合は増加傾向にあり、若者の占める割合は微減傾向です。一方、京都府の平均と比較すると、本市は高齢者の占める割合がやや低く、若者の占める割合がやや高くなっています。



出典：京田辺市統計書、京都府統計書及び・国勢調査

図表 12 男女別・年齢別人口



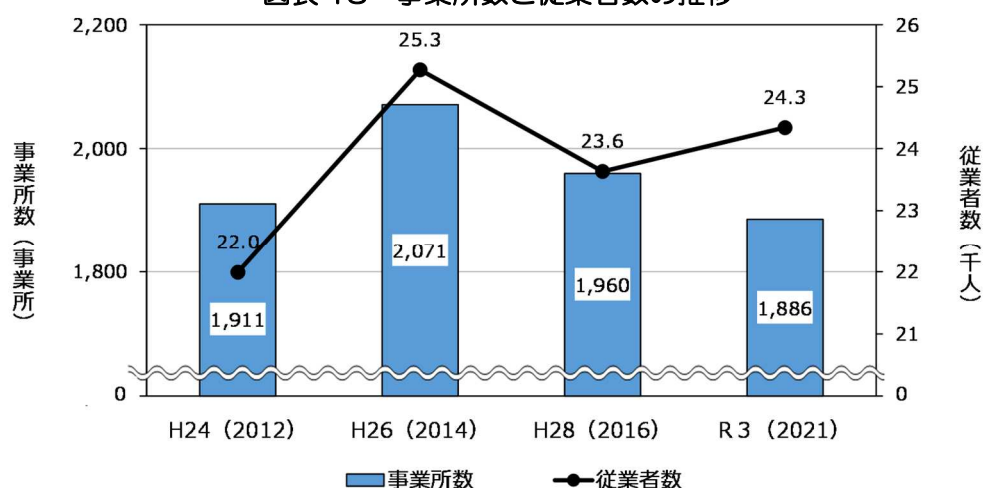
出典：京田辺市統計書より作成

2-3 産業の動向

本市の令和3（2021）年度の事業所数は1,886事業所、従業者数は24,342人となっており、事業所数は減少傾向ですが、従業者数は令和3（2021）年度にやや増加しています。

事業所数の内訳は第1次産業が0.3%、第2次産業が15.7%、第3次産業が83.9%であり、従業者数の内訳は第1次産業が0.1%、第2次産業が24.3%、第3次産業が75.7%となっており、事業所数も従業者数も第3次産業が多くを占めています。第3次産業の中では、卸売業・小売業、医療・福祉、宿泊業・飲食サービスの割合が高くなっています。

図表 13 事業所数と従業者数の推移



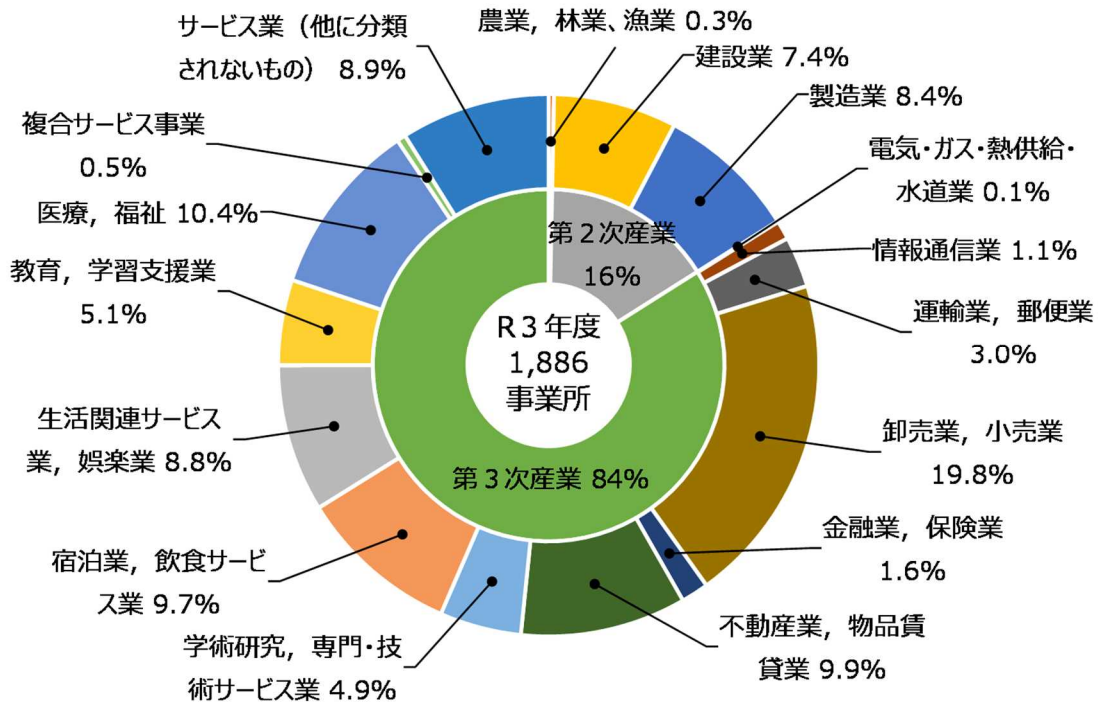
出典：経済センサス（民営事業所）

図表 14 産業分類別の事業所数と従業者数の推移

産業大分類	平成24 (2012) 年		平成26 (2014) 年		平成28 (2016) 年		令和3 (2021) 年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
総数	1,911	21,992	2,071	25,272	1,960	23,632	1,886	24,342
第1次産業	3 (0.2%)	19 (0.1%)	4 (0.2%)	12 (0.0%)	2 (0.1%)	8 (0.0%)	6 (0.3%)	22 (0.1%)
農業、林業、漁業	3	19	4	12	2	8	6	22
第2次産業	312 (16.3%)	4,992 (22.7%)	330 (15.9%)	5,673 (22.4%)	319 (16.3%)	5,224 (22.1%)	297 (15.7%)	5,903 (24.3%)
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	153	948	156	965	147	873	139	913
製造業	159	4,044	174	4,708	172	4,351	158	4,990
第3次産業	1,596 (83.5%)	16,981 (77.2%)	1,737 (83.9%)	19,587 (77.5%)	1,639 (83.6%)	18,400 (77.9%)	1,583 (83.9%)	18,417 (75.7%)
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	3	45	-	-	1	1
情報通信業	26	138	25	118	22	79	21	76
運輸業、郵便業	42	1,624	45	1,518	53	2,091	57	2,195
卸売業、小売業	410	4,207	418	3,995	402	4,089	374	3,901
金融業、保険業	33	496	34	343	30	366	31	345
不動産業、物品賃貸業	248	732	231	726	213	686	187	621
学術研究、専門・技術サービス業	73	228	81	444	75	338	92	365
宿泊業、飲食サービス業	192	2,222	206	2,273	209	2,250	182	1,922
生活関連サービス業、娯楽業	148	977	169	1,009	178	1,065	166	1,030
教育、学習支援業	117	2,128	152	3,088	119	1,848	97	1,746
医療、福祉	157	2,840	210	4,494	192	4,052	197	4,559
複合サービス事業	10	121	10	318	10	320	10	300
サービス業（他に分類されないもの）	140	1,268	153	1,216	136	1,216	168	1,356

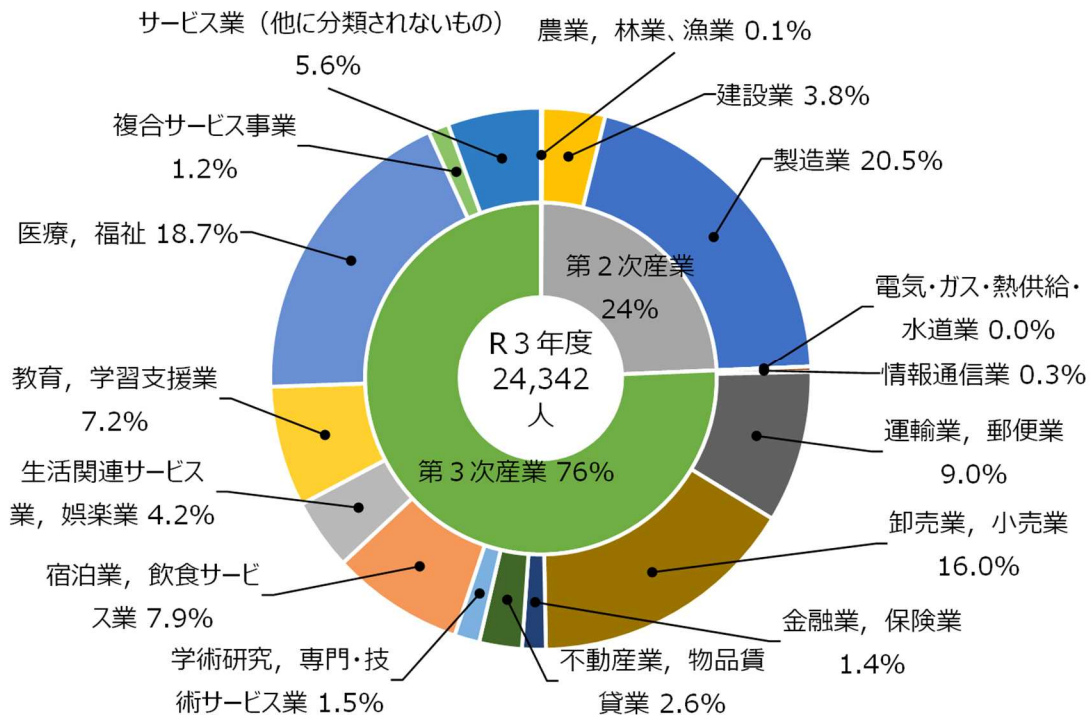
出典：経済センサス（民営事業所）

図表 15 産業分類別事業所数（令和3（2021）年度）



出典：経済センサス（民営事業所）

図表 16 産業分類別従業者数（令和3（2021）年度）



出典：経済センサス（民営事業所）

2-4 関連計画

(1) 第4次京田辺市総合計画（令和2（2020）年3月）

本市の最上位計画である「第4次京田辺市総合計画」は、「基本構想」と「まちづくりプラン」で構成され、令和2（2020）年度から令和13（2031）年度を計画期間としています。「まちづくりプラン」は前期4年、中期4年、後期4年とし、「緑豊かで健康な文化田園都市」を目指した重点プロジェクトを推進しています。

重点プロジェクトⅣ まちの利点を生かした産業振興と未来への基盤づくり

<目的・ねらい>

家庭や事業所における地球温暖化対策の促進や、環境負荷の少ない可燃ごみ広域処理施設の整備により、未来に向けて持続可能なまちづくりを推進します。

<事業メニュー>

アクション	重点取組み	事業名
3 環境負荷の少ないごみ処理施設の整備	枚方市との広域化による可燃ごみ広域処理施設の整備	可燃ごみ広域処理施設の整備事業 2-3-2

(2) 第2次京田辺市環境基本計画（令和2（2020）年5月）

「第4次京田辺市総合計画」の理念や目標を環境面から実現するための総合的な計画であり、「循環型社会を形成し、環境にやさしいまち」を目標の1つとして掲げ、ごみの発生抑制及び再使用（リユース）の促進、分別排出・リサイクルの促進、環境負荷の小さいごみ処理を推進することにより環境負荷を低減することとしています。

<望ましい環境像>

豊かな環境をともに育み、自然の恵みを未来へつなぐまち京田辺

【基本目標3 社会環境】循環型社会を形成し、環境にやさしいまち

3-1 ごみの発生抑制及び再使用（リユース）の促進

京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、環境負荷の少ない循環型社会づくりの推進などを図ります。

3-2 分別排出・リサイクルの促進

3R（リデュース、リユース、リサイクル）を実践し、環境負荷の少ない循環型社会づくりの推進などを図ります。

3-3 環境負荷の小さいごみ処理の推進

環境負荷の小さいごみの適正処理を推進し、環境負荷の少ない循環型社会づくりを推進します。

(3) 第2次京田辺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和5（2023）年3月）

第2次京田辺市環境基本計画で目指す「豊かな環境をともに育み、自然の恵みを未来へつなぐまち 京田辺」を実現するための個別計画の1つであり、二酸化炭素の排出を抑制するための「緩和策」と、既に現れ始めている、又は中長期的に避けられない気候変動の影響・被害を回避・軽減するための「適応策」の両方を講じていくことで、地球温暖化対策を進めていくこととしています。

<計画が目指す本市の未来の姿>

領 域	具体的なイメージ
①暮らし	<ul style="list-style-type: none"> 市民の暮らす住まいは、断熱性能に優れ、省エネ性能の良い設備を導入し、暮らして使用する電力は、太陽光発電設備などで賄われ、快適でCO₂を排出しない暮らしが標準的なものになっています。 また、食べ物についても、地元の食材、近郊の資源を消費するなど循環型の暮らしが定着しています。
②事業活動	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動で使用される建物は、断熱性能に優れ、省エネ性能の良い設備を導入し、建物で使用する電力は、太陽光発電設備などで賄われ、エネルギーを自給自足する建物が標準的なものになっています。 また、テレワークなどのデジタル化を通じて、労働環境や時間にとられない多様な働き方が定着しています。
③移動	<ul style="list-style-type: none"> 自家用車、商用車、バスなどの電動化、EV¹充電設備の普及やEVカーシェアの普及などにより、化石燃料に依存しない移動方法が定着しています。 また、MaaS²等の公共交通機関の快適性・利便性を向上させる新たな交通サービスが定着しています。
④エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 市内の建物、未利用土地などに、本市の農山村風景、河川風景など多様な景観に配慮した再生可能エネルギー設備が最大限導入されています。 また、地域全体で使用する電力は、地域内で発電された再エネ電力が標準的になり、地域経済循環に貢献しています。

¹ 「EV」とは“Electric Vehicle”の略で、「電気自動車」のことです。「EV」は、ガソリンを燃料するエンジンとは違い、排気ガスや有害物質の発生を抑えることができます。

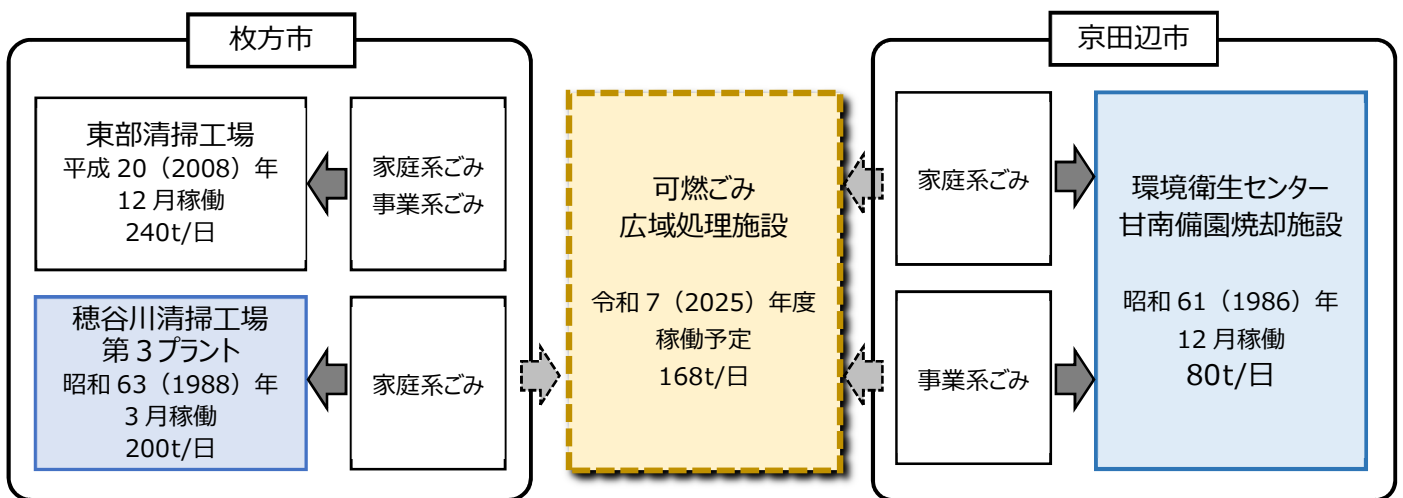
² MaaS（マース：Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスです。（国土交通省「日本版 MaaS の推進」ホームページより）

(4) 可燃ごみ広域処理施設整備基本計画（平成28（2016）年3月、枚方市・京田辺市）

京田辺市と大阪府枚方市が、平成26（2014）年12月に各々策定した「ごみ処理施設整備基本構想」を踏まえ、地域の状況や立地条件、法規制等を把握し、最新の技術動向を考慮した安全で安定したごみ処理を行う可燃ごみ広域処理施設の整備に向けて施設規模、処理方式、公害防止計画及び施設配置計画等の基本的事項を整理することを目的に策定したものです。

可燃ごみ広域処理は枚方市の穂谷川清掃工場第3プラントと本市の環境衛生センター甘南備園焼却施設に代わる後継施設として、環境保全性を最も重視し、さらに資源やエネルギーの有効利用（資源循環）、長期にわたる安定した稼働の確保（安定稼働性）、経済性などを考慮し、環境衛生センター甘南備園隣接地で整備が進められています。

図表 17 可燃ごみ広域処理施設の概要



第1部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現況と課題

1-1 ごみ処理の概要

(1) 京田辺市におけるごみ処理の経緯

本市は、昭和26（1951）年に1町4村の合併により人口15,000人を擁する田辺町として誕生しました。当時のごみ処理は地元区ごとに自家処理を行っており、農業利用を行っていたとする記録が残っています。その後、昭和36（1961）年には田辺区でごみ収集が開始され、順次他の区に広まっていきました。同年、地元からの請願により現在の焼却施設がある敷地で最初のごみ焼却炉（処理能力4トン/日、8時間稼働）が完成し、同地での埋立が開始されました。その後、人口増に伴う3度の焼却炉の増設を経て、昭和56（1981）年には埋立処分地である「京田辺市環境衛生センター天王碧水園（以下、「天王碧水園」という。）」が完成し、同地での埋立を開始しました。

昭和57（1982）年には、老朽化していた当時の焼却炉の対策のため、地元区から焼却炉の更新に関する請願が相次いで出され、これに応じる形で現在の焼却施設「京田辺市環境衛生センター甘南備園（以下、「甘南備園」という。）」を昭和61（1986）年に建設しました。

平成4（1992）年には、ごみの減量を目的とし、再生資源集団回収事業及び生ごみ処理容器購入費用への補助金の交付を開始し、平成5（1993）年には家庭系ごみの収集日が週5日になり、現在の家庭系ごみ収集の原型が作られました。また、平成8（1996）年には田辺町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び分別収集計画を策定しました。

平成9（1997）年には単独で市制移行し、京田辺市となりました。このときに、京田辺市ごみ減量化推進委員会が設置されました。

平成10（1998）年には、ごみ袋が透明又は白色半透明のものに限られ、平成14（2002）年には第1回リユースフェアが開催されました。これは、京田辺ネットワークの会かがやきや京田辺生活学校、同志社大学の学生等様々な市民団体と協働したもので、平成19（2007）年の市民ボランティア団体「京田辺エコパークかなび」の設立につながっていきました。

平成18（2006）年には、リサイクル工場・プラザ館が完成しました。平成19（2007）年度には同施設の1フロアを活用し、市民ボランティア団体「京田辺エコパークかなび」と市との協働事業として、リユース品の常設展示等が開始され、現在に至っています。

平成22（2010）年には、にこにこ収集（福祉収集サービス）を開始し、ごみ行政の側面から福祉への一助を担っています。平成23（2011）年には、新田辺東商店街の空き店舗を活用し、「京田辺エコパークかなびキララ店」を開設しました。

平成25（2013）年よりごみ焼却施設の施設更新に向けて検討を行い、平成26（2014）年にごみ処理施設整備基本構想を策定、枚方市との広域処理に関する基本合意書を締結しました。また、同年には、小型家電リサイクルを開始しています。

平成27（2015）年7月には共同処理施設の整備に向けて枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会を設置し、平成28年（2016年）3月に大阪府枚方市と共同で可燃ごみ広域処理施設整備基本計画を策定し、平成28年（2016）年5月には枚方京田辺環境施設組合を設立し、可燃ごみ広域処理施設整備に向けた各種事業に取り組みました。令和5年度からは施設建設工事が始まっています。

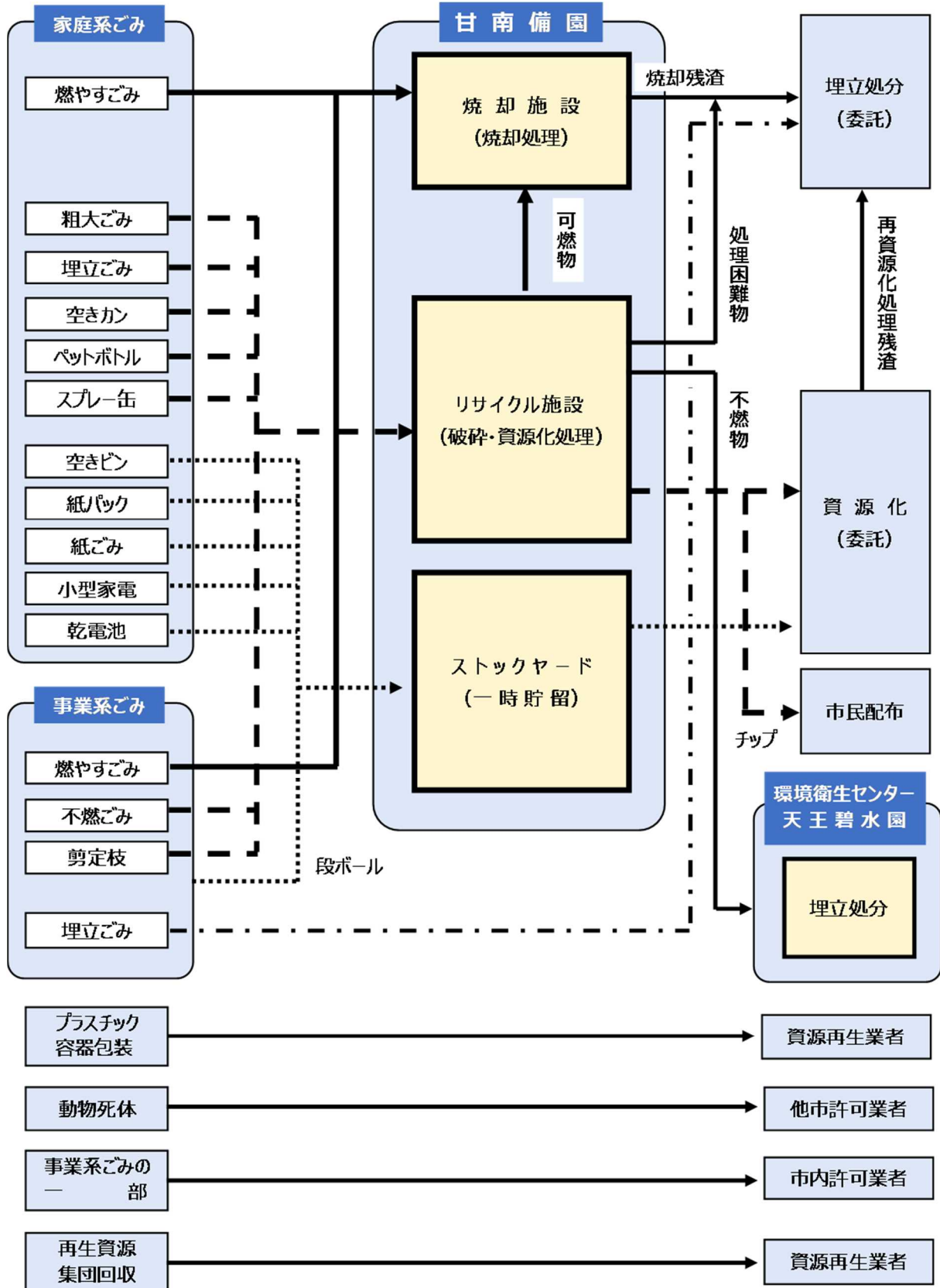
平成28（2016）年2月には京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を見直し、これに基づき、平成28（2016）年より分別収集区分の変更、プラスチック容器包装と紙ごみの分別収集の開始、粗大ごみの有料化、市民持込ごみの有料化を実施しています。

詳細については、【資料1】「本市におけるごみ処理の経緯」に示します。

(2) 京田辺市のごみ処理の流れ

本市におけるごみ処理の流れを図表18に示します。

図表 18 本市のごみ処理の流れ

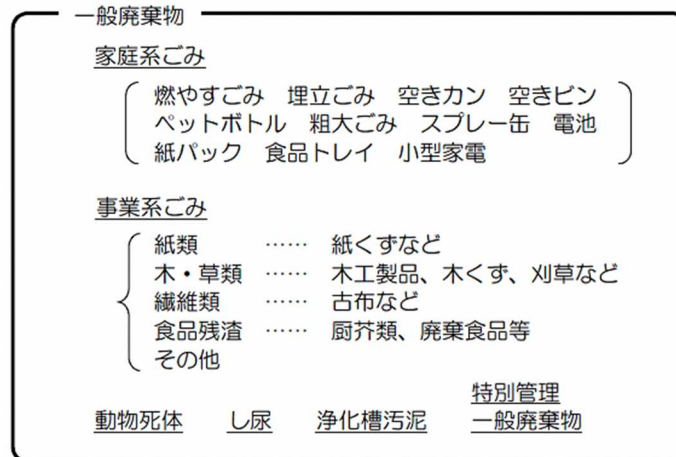


(3) 一般廃棄物の種類

本市では、市内で発生する一般廃棄物を図表19のとおり区分しています。

この区分は、甘南備園における処理フローや分別区分とは異なりますが、一般廃棄物処理業の許可は以下の区分ごとに事業の範囲が設定されます。

図表 19 一般廃棄物の種類



(4) ごみの分別区分

本市の分別区分を図表20に示します。家庭系ごみは平成28（2016）年にプラスチック容器包装と紙ごみを加え、現在は14種類としています。事業系ごみは4種類で、自己搬入や許可業者による収集で処理しています。

図表 20 ごみの分別区分

分別区分		対象品目
家庭系	燃やすごみ	生ごみ、紙ごみ、プラ容器（汚れたもの）、衣類 等
	粗大ごみ	テーブル、椅子、ベビーカー、布団、毛布 等
	直接埋立ごみ	陶磁器（茶碗、急須、湯飲み、植木鉢）等
	スプレー缶	カセットボンベ、ヘアスプレー 等
	破碎ごみ	なべ・やかん、アイロン、トースター、傘 等
	危険ごみ・特殊ごみ	刃物類、蛍光灯、電球、ライター、チェーン 等
	プラスチック容器包装	ボトル容器、袋、ラップ、カップ、キャップ 等
	空きカン	ジュース缶、ビール缶、缶詰、菓子缶 等
	空きビン	飲料用、食用・薬用・化粧品容器 等
	ペットボトル	炭酸飲料、果汁飲料、お茶、コーヒー、ミネルウォーター 等
	乾電池	使い切り型の乾電池（充電式電池やボタン電池は除く）
	紙パック	牛乳・ジュース等の紙パック容器 等
	紙ごみ	新聞・チラシ、雑誌・書籍、段ボール 等
	小型家電	携帯電話、スマートフォン、携帯ラジオ、デジカメ 等
事業系	燃やすごみ	生ごみ、紙ごみ、プラ容器（汚れたもの）、衣類 等
	不燃ごみ	金属くす、ガラスくす、コンクリートくす 等
	埋立ごみ	陶磁器（茶碗、急須、湯飲み、植木鉢）等
	剪定枝	剪定した樹木の枝 等

注）事業系の分別区分は公式な呼称ではなく、自己搬入や許可業者の収集で用いている区分です。

1-2 ごみの排出量

(1) ごみ排出量の推移

本市のごみ排出量は、図表 21から図表23に示すとおりです。

令和3(2021)年度のごみ排出量は18,820tで、平成24(2012)年度と比較して約10%減少していますが、平成30(2018)年度以降は概ね横ばいで推移しています。

図表 21 ごみ排出量の推移

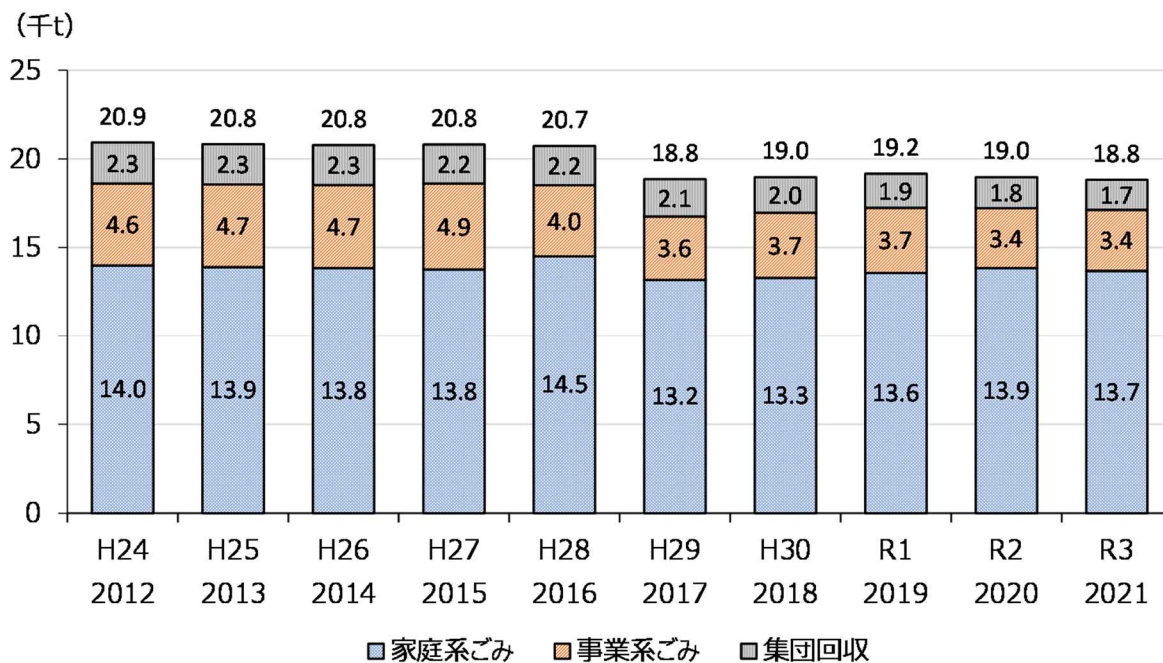
区分	年度	単位	H17 2005	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021
推計人口(国勢調査補正)		人	64,008	68,982	69,518	70,054	70,835	71,490	72,373	73,016	73,450	73,753	73,946
年間日数		日/年	365	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365
家庭系 ごみ	燃やすごみ	t/年	13,121	12,629	12,412	12,497	12,372	11,736	11,123	11,108	11,325	11,389	11,320
	粗大ごみ	t/年	478	290	343	311	305	555	244	286	332	396	371
	不燃ごみ	t/年	632	421	458	390	391	1,249	598	681	714	751	677
	空きカン	t/年	126	66	71	57	65	42	48	58	64	78	66
	空きビン	t/年	480	446	452	433	434	427	411	397	367	381	377
	ペットボトル	t/年	147	129	137	134	159	153	147	158	161	170	175
	紙パック	t/年	8	4	4	5	3	7	2	1	2	2	2
	白色トレイ	t/年	6	3	3	2	3	2	0	0	0	0	0
	乾電池	t/年	19	13	13	14	18	18	14	15	17	17	18
	小型家電	t/年	0	0	0	3	10	4	6	5	13	9	8
	方容器	t/年	0	0	0	0	0	176	355	354	359	389	402
	古紙・段ボール	t/年	0	0	0	0	0	136	232	226	224	271	275
	資源物 小計	t/年	786	661	680	648	692	965	1,215	1,214	1,207	1,317	1,323
家庭系 合計	t/年	15,017	14,001	13,893	13,846	13,760	14,505	13,180	13,289	13,578	13,853	13,691	
事業系 ごみ等	燃やすごみ	t/年	3,958	3,177	3,210	3,240	3,536	3,362	3,313	3,388	3,418	3,109	3,184
	不燃ごみ	t/年	559	1,177	1,111	1,119	980	239	126	138	114	119	125
	埋立ごみ	t/年	90	111	164	148	173	219	15	17	11	10	9
	汚泥	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	剪定枝	t/年	287	136	156	157	151	134	107	116	102	98	99
	不法投棄物・災害ごみ等	t/年	-	9	23	12	16	47	13	22	20	30	20
	方容器	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	古紙・段ボール	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源物 小計	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系 合計	t/年	5,138	4,610	4,664	4,676	4,856	4,001	3,574	3,681	3,665	3,366	3,437	
排出量合計	t/年	20,155	18,611	18,557	18,522	18,616	18,506	16,754	16,970	17,243	17,219	17,128	
集団 回収	紙類	t/年	2,265	2,164	2,098	2,094	2,026	2,054	1,919	1,825	1,749	1,619	1,559
	缶類	t/年	24	48	48	50	50	50	50	51	50	53	49
	布類	t/年	94	101	118	106	112	124	124	124	127	82	84
	集団回収 合計	t/年	2,383	2,313	2,263	2,250	2,188	2,228	2,093	2,000	1,926	1,754	1,692
総排出量	t/年	22,538	20,924	20,820	20,772	20,804	20,734	18,847	18,970	19,169	18,973	18,820	

注1) 推計人口は国勢調査の結果をもとに、各年度10月1日現在の人口を補正した値です。

注2) 家庭系の「不燃ごみ」は「直接埋立ごみ、スプレー缶、破碎ごみ、危険ごみ」を指します。

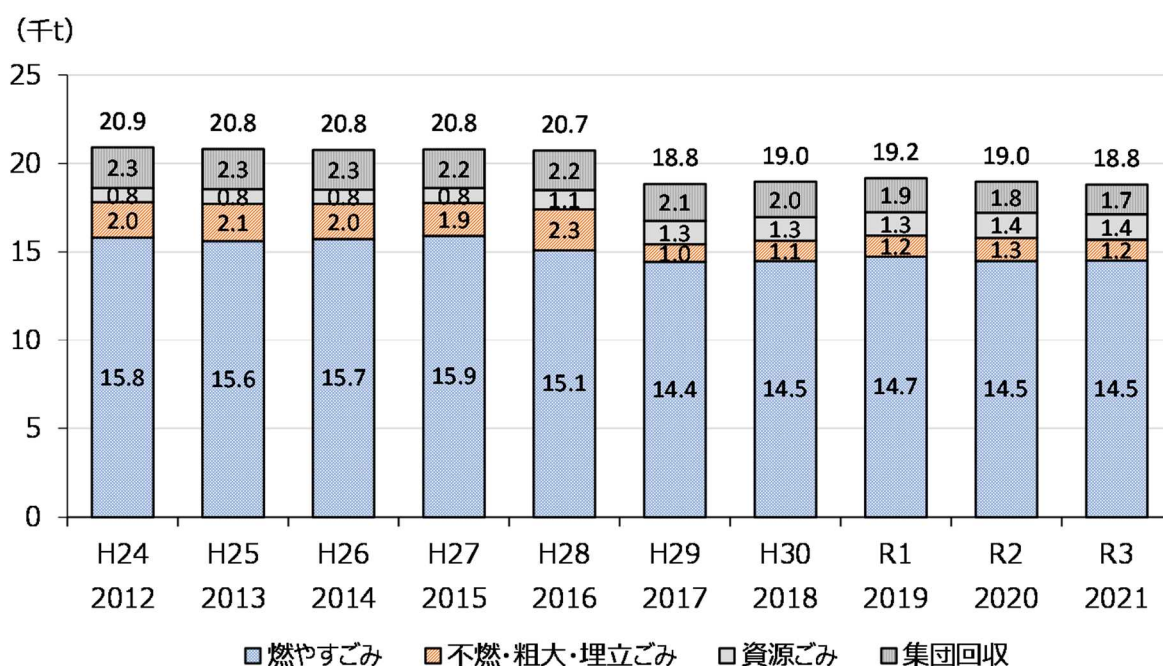
収集形態別に平成24（2012）年度と令和3（2021）年度を対比すると、家庭系ごみは約2%減、事業系ごみは約26%減、集団回収は約26%減となっています。

図表 22 ごみ排出量の推移（収集形態別）



ごみ種類別に平成24（2012）年度と令和3（2021）年度を対比すると、燃やすごみは約8%減、不燃・粗大・埋立ごみは約40%減、資源ごみは約75%増となっています。

図表 23 ごみ排出量の推移（ごみ種類別）



(2) 一人一日平均排出量の推移

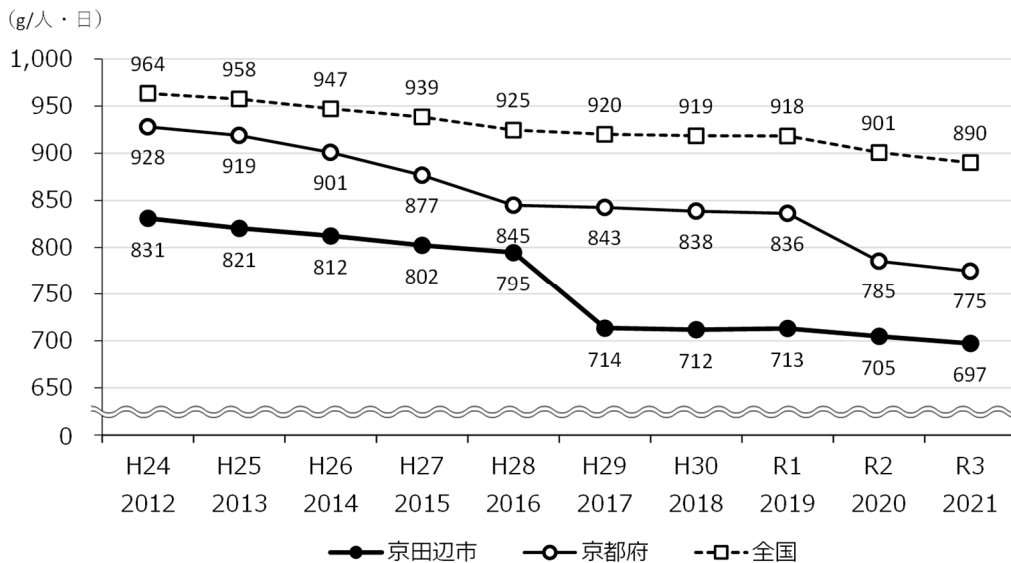
本市の一人一日平均排出量は、図表24に示すとおりです。

一人一日平均排出量は、減少傾向を続けており、京都府平均及び全国平均と比較しても少ない排出量となっています。

図表 24 一人一日平均排出量の推移

区分	年度	単位	H17 2005	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021
家庭系ごみ	燃やすごみ	g/人・日	561.6	501.6	489.2	488.7	477.2	449.8	421.1	416.8	421.3	423.1	419.4
	粗大ごみ	g/人・日	20.5	11.5	13.5	12.2	11.8	21.3	9.2	10.7	12.3	14.7	13.7
	不燃ごみ	g/人・日	27.1	16.7	18.0	15.3	15.1	47.9	22.6	25.6	26.6	27.9	25.1
	空きカン	g/人・日	5.4	2.6	2.8	2.2	2.5	1.6	1.8	2.2	2.4	2.9	2.4
	空きビン	g/人・日	20.5	17.7	17.8	16.9	16.7	16.4	15.6	14.9	13.7	14.2	14.0
	ペットボトル	g/人・日	6.3	5.1	5.4	5.2	6.1	5.9	5.6	5.9	6.0	6.3	6.5
	紙パック	g/人・日	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.3	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
	白色トレイ	g/人・日	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1					
	乾電池	g/人・日	0.8	0.5	0.5	0.5	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7
	小型家電	g/人・日		-	-	0.1	0.4	0.2	0.2	0.2	0.5	0.3	0.3
	方容器	g/人・日		-	-	-	0.0	6.7	13.4	13.3	13.4	14.5	14.9
	古紙・段ボール	g/人・日		-	-	-	0.0	5.2	8.8	8.5	8.3	10.1	10.2
	小計	g/人・日	33.6	26.2	26.8	25.2	26.6	37.1	46.0	45.6	45.0	49.0	49.1
	計	g/人・日	642.8	556.0	547.5	541.4	530.7	556.1	498.9	498.7	505.2	514.7	507.3
事業系ごみ等	燃やすごみ	t/日	10.8	8.7	8.8	8.9	9.7	9.2	9.1	9.3	9.3	8.5	8.7
	不燃ごみ	t/日	1.5	3.2	3.0	3.1	2.7	0.7	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3
	埋立ごみ	t/日	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	汚泥	t/日	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	剪定枝	t/日	0.8	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
不法投棄物・災害ごみ等	t/日		0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	
計	t/日	14.0	12.6	12.7	12.8	13.3	11.0	9.7	10.1	10.0	9.2	9.4	
排出量合計	g/人・日	862.7	739.2	731.3	724.4	718.1	709.2	634.2	636.8	641.4	639.6	634.6	
集団回収	g/人・日	102.0	91.9	89.2	88.0	84.4	85.4	79.2	75.0	71.6	65.2	62.7	
総排出量	g/人・日	964.7	831.0	820.5	812.4	802.4	794.6	713.5	711.8	713.1	704.8	697.3	
京都府平均	g/人・日	1,149.0	928.0	918.8	900.9	876.5	844.8	842.5	838.4	836.3	785.4	774.7	
全国平均	g/人・日	1,131.0	963.5	957.5	947.2	938.5	924.6	920.1	918.6	918.3	900.8	890.0	

注) 家庭系の「不燃ごみ」は「直接埋立ごみ、スプレー缶、破碎ごみ、危険ごみ」を指します。



注1) 本市の原単位は推計人口(国勢調査補正值)をもとに算出しています。

注2) 京都府と全国値は一般廃棄物処理実態調査(環境省)の値を用いています。

(3) 資源化量の推移

甘南備園に集められたごみの一部は、資源化し、焼却ごみ量を減らしています。空きカン、スプレー缶及びペットボトルについては、リサイクル工場にて選別、圧縮後、売却しています。粗大ごみ、埋立ごみについては、リサイクル工場にて破碎後、磁力選別機で鉄・アルミを分け、資源化して売却しています。

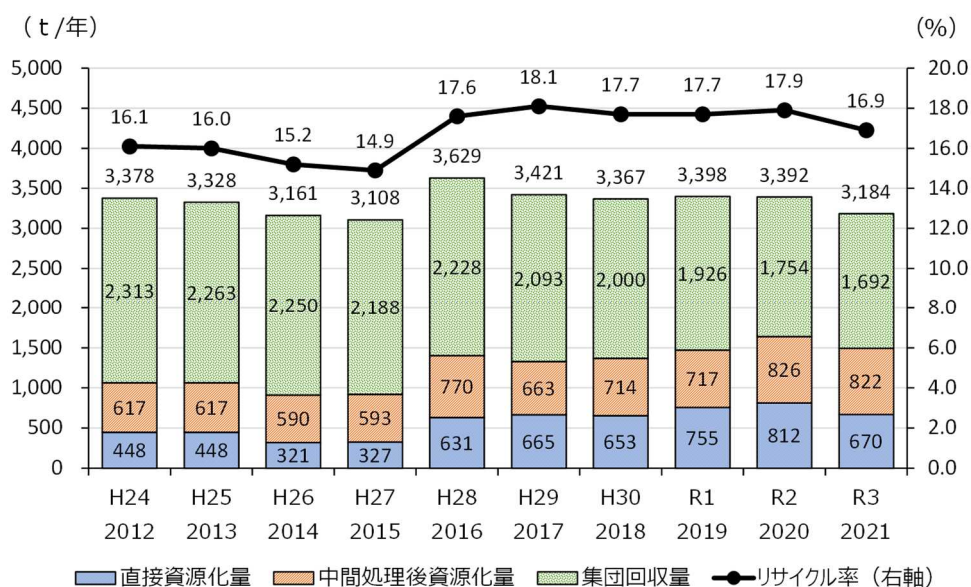
また、空きビン、紙パック、白トレイ及び段ボールについては、専門業者に委託し、資源化しています。剪定枝はリサイクル工場の専用の機械で破碎し、天王碧水園にて土壌改良などに使用する樹木チップとして資源化し市民に配布しています。

また、自治会や子ども会などの地域で取り組む再生資源集団回収事業に対して補助金を交付して経済的インセンティブを付し、リサイクルの普及を図っています。

図表 25 資源化量の推移

(単位：t/年)

年度		H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	
区分	総排出量	20,924	20,820	20,772	20,804	20,734	18,847	18,970	19,169	18,973	18,820	
直接資源化量	紙パック	4	4	5	3	7	2	1	2	2	2	
	白色トレイ	3	3	2	3	2	-	-	-	-	-	
	空きビン	428	428	297	293	424	288	278	364	395	240	
	乾電池	13	13	14	18	18	14	15	17	17	18	
	小型家電	-	-	3	10	4	6	5	13	9	8	
	プラスチック容器包装	-	-	-	0	176	355	354	359	389	402	
	小計	448	448	321	327	631	665	653	755	812	670	
中間処理後資源化量	鉄類	粗大鉄	210	209	182	185	234	108	133	151	201	191
		缶類	49	44	38	35	33	35	41	45	49	40
	アルミ類	粗大アルミ	13	12	11	11	13	9	11	12	16	12
		缶類	17	16	13	12	11	11	13	16	21	19
	ペットボトル	117	107	120	116	123	126	132	138	138	152	
	剪定枝	123	144	147	151	116	95	115	96	96	95	
	古紙・古布	88	85	79	83	195	251	242	238	280	291	
	スクラップ等	-	-	-	-	45	28	27	21	25	22	
	小計	617	617	590	593	770	663	714	717	826	822	
集団回収量	2,313	2,263	2,250	2,188	2,228	2,093	2,000	1,926	1,754	1,692		
リサイクル量	3,378	3,328	3,161	3,108	3,629	3,421	3,367	3,398	3,392	3,184		
リサイクル率 (%)	16.1	16.0	15.2	14.9	17.6	18.1	17.7	17.7	17.9	16.9		



(4) 中間処理の推移

中間処理の推移を図表26に示します。令和3（2021）年度の実績をみると、焼却量は15,298tであり、平成24（2012）年度と比べて約11%減少しています。破碎量は1,133tであり、約40%減少しています。

集団回収を含めたリサイクル量は3,184tであり、ほぼ横ばいですが、リサイクル率は平成29（2017）年度に18.2%まで上昇しましたが、令和3（2021）年度は16.9%まで減少しています。

最終処分量は2,101tであり、平成24（2012）年度と比べて約12%減少しています。

図表 26 中間処理の推移

区分	年度	単位	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021
焼却処理		t/年	17,205	17,045	17,109	17,170	16,744	15,158	15,299	15,612	15,393	15,298
燃やすごみ合計		t/年	15,806	15,622	15,737	15,908	15,098	14,436	14,496	14,743	14,498	14,504
中間処理後の可燃物		t/年	1,399	1,423	1,372	1,262	1,646	722	803	869	895	794
焼却残渣		t/年	2,042	1,979	1,878	2,232	1,923	1,694	1,593	1,797	1,738	1,741
中間処理（破碎）		t/年	1,896	1,934	1,833	1,692	1,986	932	1,071	1,121	1,231	1,133
可燃物		t/年	1,376	1,370	1,342	1,201	1,600	685	759	813	850	766
資源物		t/年	311	306	272	279	247	117	144	163	217	203
埋立物		t/年	209	258	219	212	139	130	168	145	164	164
中間処理（資源化）		t/年	195	208	191	224	436	476	498	508	584	576
可燃物		t/年	12	41	20	61	29	25	43	50	43	24
資源物		t/年	183	167	171	163	407	451	455	458	541	552
中間処理（剪定枝等）		t/年	136	156	157	151	134	107	116	102	98	99
可燃物		t/年	11	12	10	0	18	12	1	6	2	4
資源物		t/年	123	144	147	151	116	95	115	96	96	95
中間処理（空きビン）		t/年	446	452	433	434	427	411	397	367	381	377
資源物		t/年	428	428	297	293	424	288	278	364	395	240
埋立物		t/年	18	24	136	141	3	123	119	0	0	137
直接資源化量		t/年	20	20	24	34	207	377	375	391	389	402
プラスチック容器包装		t/年	-	-	-	0	176	355	354	359	389	402
その他		t/年	20	20	24	34	31	22	21	32	0	0
直接埋立量		t/年	111	164	148	173	212	103	75	84	21	59
集団回収量		t/年	2,313	2,263	2,250	2,188	2,228	2,093	2,000	1,926	1,754	1,692
リサイクル量		t/年	3,378	3,328	3,161	3,108	3,629	3,421	3,367	3,398	3,392	3,184
リサイクル率		%	16.1%	16.0%	15.2%	14.9%	17.5%	18.2%	17.7%	17.7%	17.9%	16.9%
最終処分量		t/年	2,380	2,425	2,381	2,758	2,277	2,050	1,955	2,026	1,923	2,101
最終処分率		%	11.4%	11.6%	11.5%	13.3%	11.0%	10.9%	10.3%	10.6%	10.1%	11.2%

注1）リサイクル量＝中間処理資源物＋直接資源化量＋集団回収量

注2）リサイクル率＝リサイクル量÷総排出量×100

注3）最終処分率＝最終処分量÷総排出量×100

1-3 ごみ処理の状況

(1) 収集運搬

家庭系ごみは、排出者が所定のごみ置き場まで排出し、本市が処理場までの収集運搬を行っています。市内を8地区に分けて収集を実施しています。

また、ごみ出しが困難な高齢者や障がいのある方などの生活支援の一つとして、戸別にごみ収集を行う「にここ収集」を実施しており、週1～2回、対象となる方の自宅玄関までの収集を行い、希望される場合には声かけを行っています。

図表 27 ごみ分別区分と収集体制

分別区分		収集頻度	収集形態	排出方法	収集体制		
家庭系	燃やすごみ	週2回	ステーション方式	指定袋に入れて集積所に排出	市（直営、委託）		
	粗大ごみ	随時	戸別収集	電話予約のうえ、指定場所に排出	市（直営）		
	直接埋立ごみ	2か月に1回	ステーション方式	指定袋に入れて集積所に排出	市（直営、委託）		
	スプレー缶						
	破碎ごみ	月1回					
	危険ごみ・特殊ごみ	2か月に1回					
	プラスチック容器包装	週1回			市（委託）		
	空きカン	月1回			市（直営、委託）		
	空きビン				市（直営）		
	ペットボトル						
	乾電池	2か月に1回			市（直営、委託）		
	紙パック	—			拠点回収	公民館等の回収ボックスに排出	市（直営）
	紙ごみ	月1回			ステーション方式	指定袋に入れて集積所に排出	市（直営、委託）
	小型家電	—			拠点回収	公共施設等の回収ボックスに排出	市（直営）
事業系	燃やすごみ	随時			排出者による自己搬入若しくは京田辺市一般廃棄物収集運搬行許可業者による収集運搬。排出の方法及び収集の方法については、当該許可業者が定める。	排出者、許可業者	
	不燃ごみ					排出者	
	埋立ごみ		排出者				
	剪定枝		排出者、許可業者				

注) 事業系の分別区分は公式な呼称ではなく、自己搬入や許可業者の収集で用いている区分です。

(2) 中間処理・最終処分

本市では受け入れた一般廃棄物を、甘南備園の各施設で中間処理（焼却、資源化）を実施しています。甘南備園では、定期的な補修・整備を計画的に実施することにより、安全かつ安定的な施設運営を実施しています。

甘南備園焼却施設は、昭和61（1986）年の稼働から37年が経過し、老朽化が進んでいるため、大阪府枚方市と共同で「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画（平成28（2016）年3月）」を策定し、令和7（2025）年度の稼働を目指し、新たな焼却施設の整備を進めています。甘南備園焼却施設での焼却処理後に発生する焼却残さは、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下、「大阪湾フェニックスセンター」という。）に処分を委託しています。

甘南備園リサイクル工場では粗大ごみ、不燃物等の破碎と磁力選別機による資源物の選別、ペットボトル、空きカンなどの資源物の手選別及び圧縮による資源化等を行っています。

天王碧水園では、陶器等の最終処分を行っています。

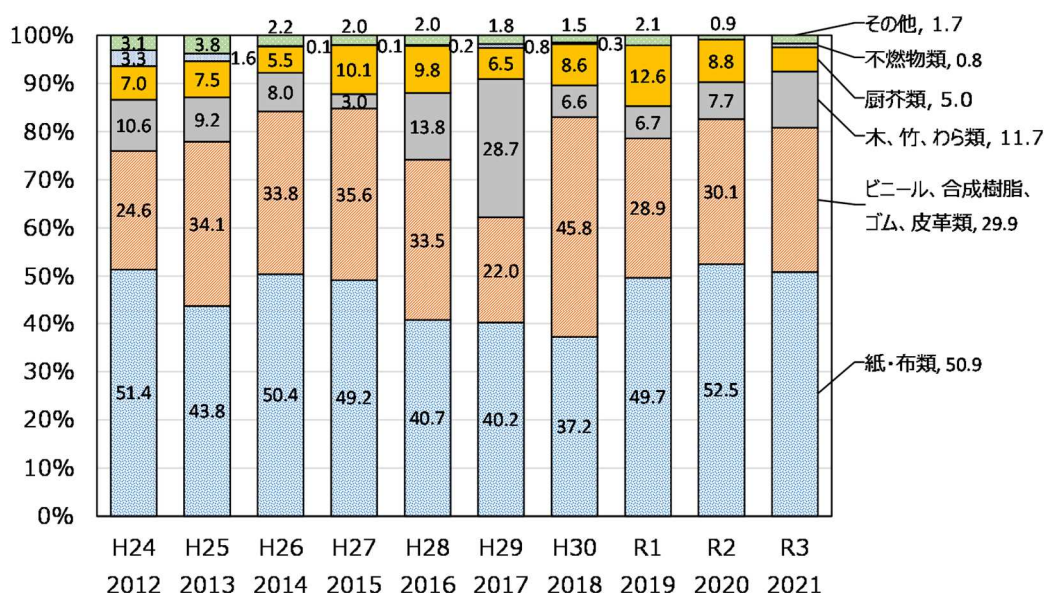
図表 28 中間処理施設及び最終処分施設の概要

施設	項目	概要
環境衛生センター 甘南備園焼却施設	所在地	京都府京田辺市田辺ボケ谷58番地
	処理対象物	燃やすごみ（可燃物）
	処理能力	80 t / 日（40 t / 16h・炉×2炉）
	竣工年月	昭和61（1986）年12月
	処理方式等	准連続燃焼式焼却炉（流動床）
環境衛生センター 甘南備園 リサイクル施設	所在地	京都府京田辺市田辺ボケ谷58番地
	処理対象物	粗大ごみ、不燃物、ペットボトル、空き缶、剪定枝
	処理能力	16 t / 日（5時間運転） ＜破碎ライン＞粗大ごみ5 t / 日、不燃ごみ6 t / 日 ＜リサイクルライン＞缶類2 t / 日、ペットボトル1 t / 日 ＜剪定枝等ライン＞2 t / 日
	竣工年月	平成18（2006）年6月
	処理方式等	破碎・選別
環境衛生センター 天王碧水園	所在地	京田辺市天王奥別所37番地
	処理対象物	不燃物
	埋立面積	9,500m ²
	埋立容量	62,000m ³
	竣工年月	平成12（2000）年7月
	埋立方式	サンドイッチ及びセル方式
	浸出水処理能力	50m ³ / 日
浸出水処理方式	生物処理（接触ばっ気式循環脱窒）、凝集沈殿、高度処理	
京田辺市一般廃棄物 処分業許可業者	項目・概要は許可を受けた事業者ごとに異なる	

1-4 ごみ質の状況

環境衛生センター甘南備園焼却施設における燃やすごみの組成分析結果の推移を図表29に示します。年度によって多少の増減はありますが、紙・布類が約50%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が約30%を占めています。

図表 29 燃やすごみの組成の経年変化(重量%・乾ベース)



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

平成 30（2018）年度に本市が実施したごみ組成調査結果と他市調査との比較を図表 30 に示します。本市の燃やすごみの組成は、他市と類似した構成となっています。

図表 30 成分別ごみ組成の他都市の調査結果との比較（湿ベース）

(単位：%)

都市 品目	京田辺市 (H30冬調査)		京都府木津川市 (H23~H24調査平均)		大阪府寝屋川市 (H28秋調査)		大阪府堺市 (H29夏調査)	
	燃やすごみ		可燃ごみ		可燃ごみ		生活ごみ	
	重量比	容積比	重量比	容積比	重量比	容積比	重量比	容積比
紙類	33.32	39.21	31.9	—	33.91	47.38	34.39	39.58
繊維類	4.12	3.73	2.9	—	4.10	3.73	3.50	2.90
厨芥類	41.32	11.15	47.9	—	41.31	12.90	36.00	7.42
木、竹、わら類	1.00	1.13	2.7	—	2.60	3.20	2.28	2.46
プラスチック類	14.21	42.50	8.2	—	10.23	27.42	15.40	43.95
ゴム・皮革	0.72	0.49	0.4	—	2.17	1.86	0.79	0.58
金属類	0.09	0.04	0.6	—	0.64	0.79	0.96	0.86
ガラス類	0.31	0.05	0.1	—	0.16	0.03	0.91	0.30
その他不燃小物類	0.25	0.05	—	—	0.04	0.00	0.60	0.21
その他	4.66	1.65	5.3	—	4.84	2.69	5.17	1.74
合計	100.00	100.00	100.0	—	100.00	100.00	100.00	100.00

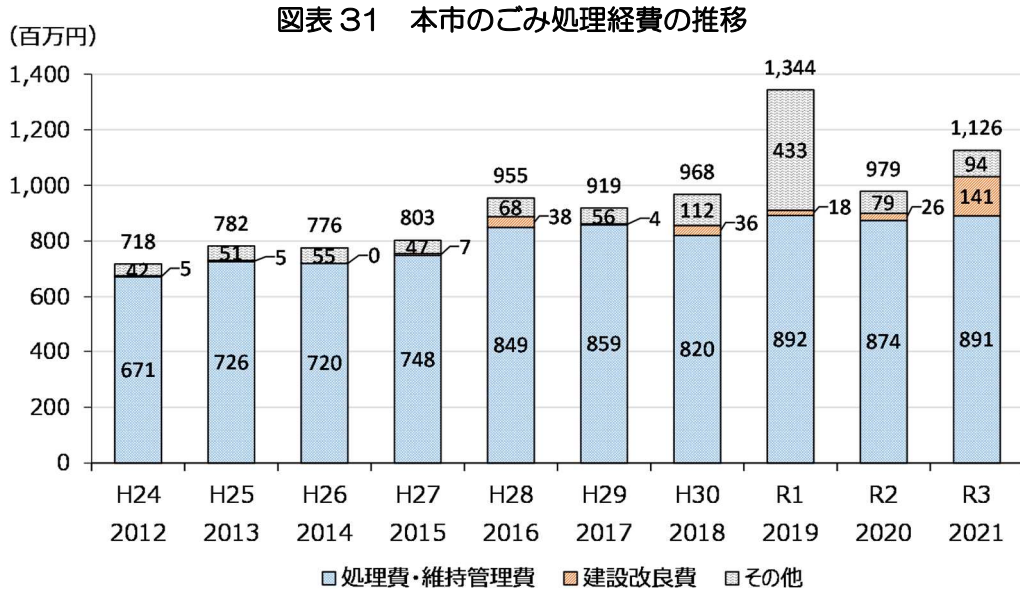
出典 1：木津川市「木津川市ごみ減量化推進計画」（木津川市 H25.1）

出典 2：寝屋川市「平成 28 年度 寝屋川市ごみ質分析調査業務」（寝屋川市 H28.10）

出典 3：堺市「生活ごみ組成分析調査【平成 29 年度】」（堺市 H30.3）

1-5 ごみ処理に関する処理経費

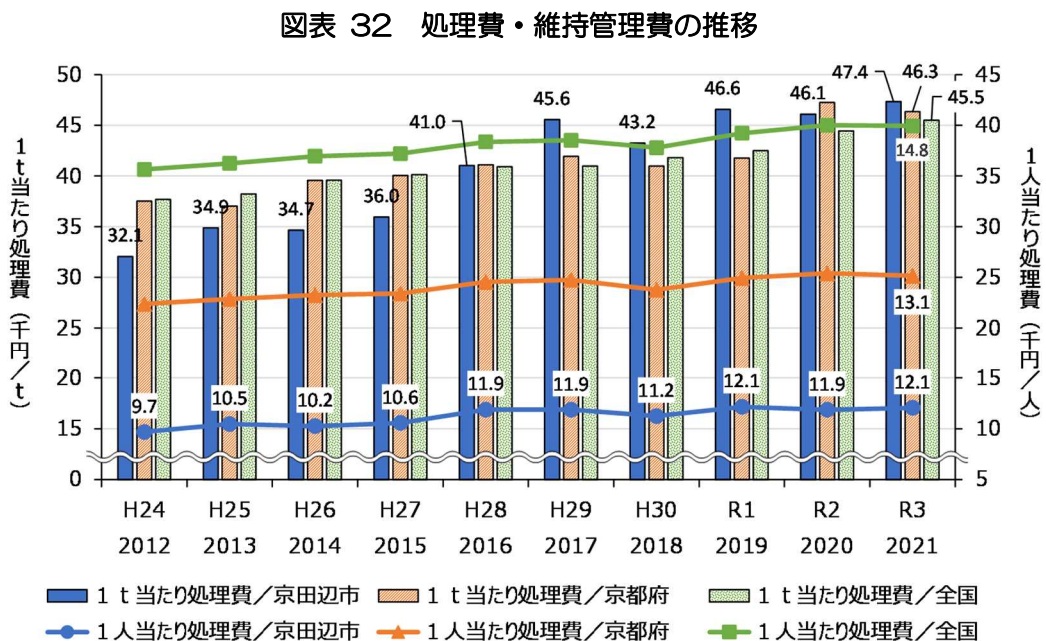
本市のごみ処理経費は、令和3（2021）年度で約11.3億円となっています。内訳は処理費・維持管理費が約8.9億円、建設改良費が約1.4億円、その他が約0.9億円です。処理費・維持管理費はここ数年は横ばいです。



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

令和3（2021）年度の1 t 当たり処理費は47.4千円/ t、1 人あたり処理費は12.1千円/人となっています。

1 t 当たり処理費は京都府や全国も同様に増加傾向であり、令和3（2021）年度は本市がやや高いものの、同じような水準です。同年度の1 人あたり処理費は、京都府や全国に比べて、本市は低く抑えられています。



注）1 人あたりの計算には推計人口を用いています。

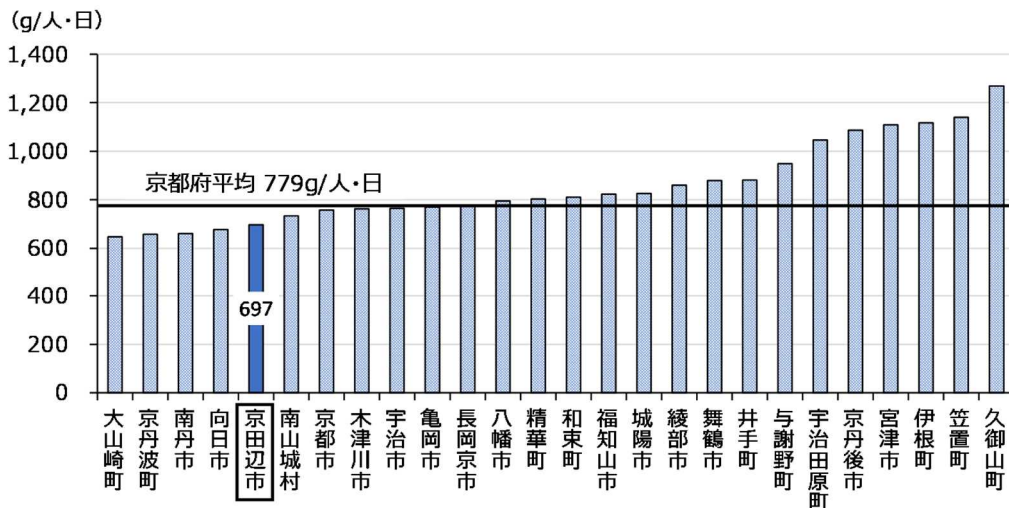
出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

1-6 京都府内自治体との比較

(1) 1人1日平均排出量

令和3（2021）年度における本市の1人1日平均排出量（697g/人・日）は、京都府平均（779g/人・日）より約10%低くなっています。なお、本市は京都府内26自治体中5番目に少なくなっています。

図表 33 京都府内のごみ一人一日平均排出量（令和3（2021）年度）

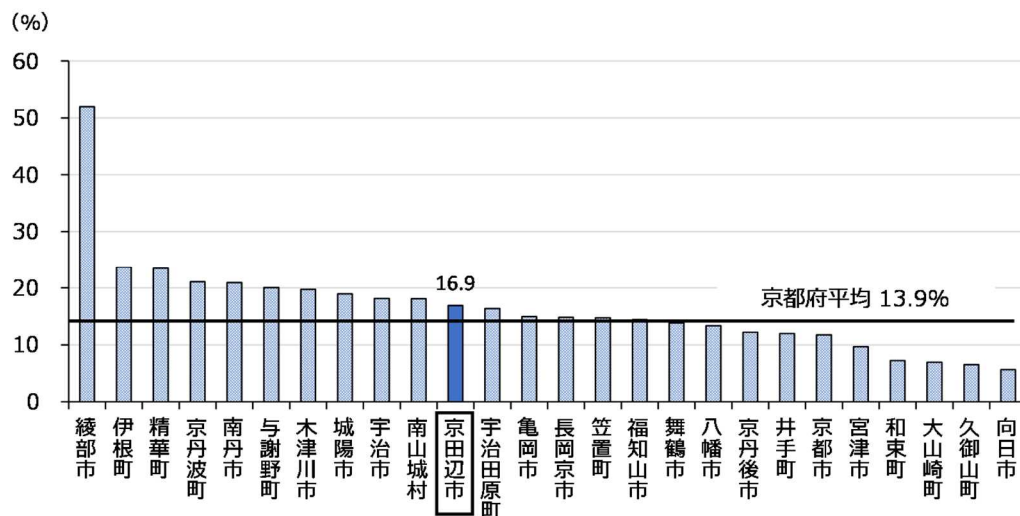


注) 本市の1人1日平均排出量は推計人口を用いて算出しています。
出典：本市資料及び一般廃棄物処理実態調査（環境省）

(2) リサイクル率

令和3（2021）年度における本市のリサイクル率（16.9%）は京都府平均（13.9%）より3ポイント高くなっています。なお、本市は京都府内26自治体中11番目に高くなっています。

図表 34 京都府内のリサイクル率（令和3（2021）年度）



出典：本市資料及び一般廃棄物処理実態調査（環境省）

1-7 前計画の進捗状況

(1) 数値目標の進捗状況

前計画における数値目標の進捗を図表35に示します。1人1日あたりのごみ総排出量は、令和3（2021）年度ですでに目標を達成していますが、リサイクル率は目標達成が難しい状況です。

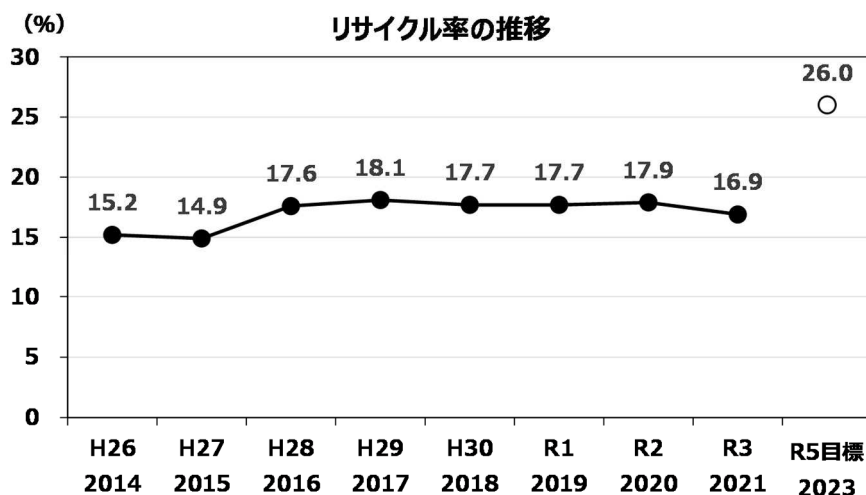
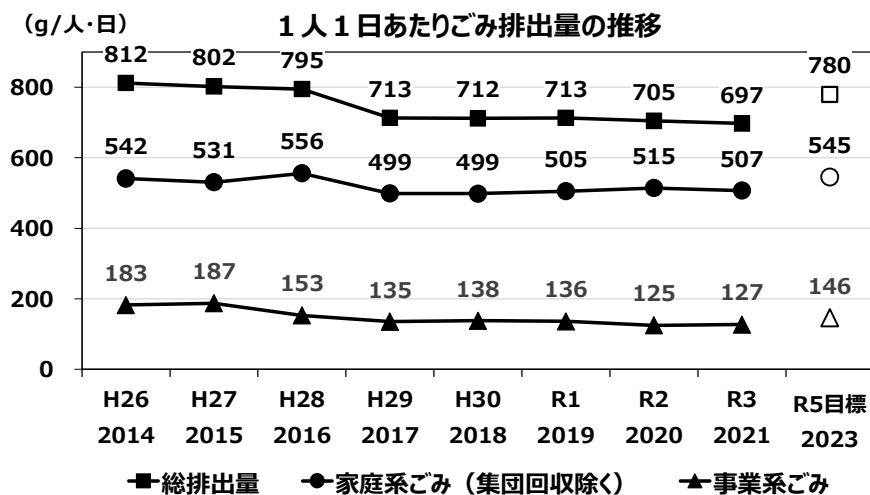
図表 35 数値目標の進捗状況

目標項目	平成26年度 (2014年度) 基準年度	令和3年度 (2021年度) 実績	進捗 状況	令和5年度 (2023年度) 目標年度
1人1日あたりのごみ総排出量	812 g/人・日	697 g/人・日	◎	780 g/人・日
リサイクル率	15.2 %	16.9 %	△	26.0 %

◎：目標を達成、○：目標を達成の見込み、△：目標の達成が難しい、×：基準年度より悪化

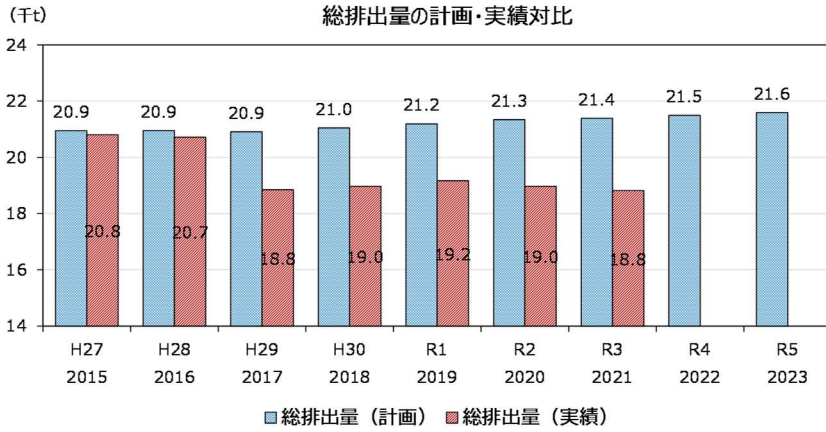
注) 1人1日あたりのごみ総排出量は推計人口を用いて算出しているため、前計画の値と異なっています。

図表 36 目標項目の時系列推移

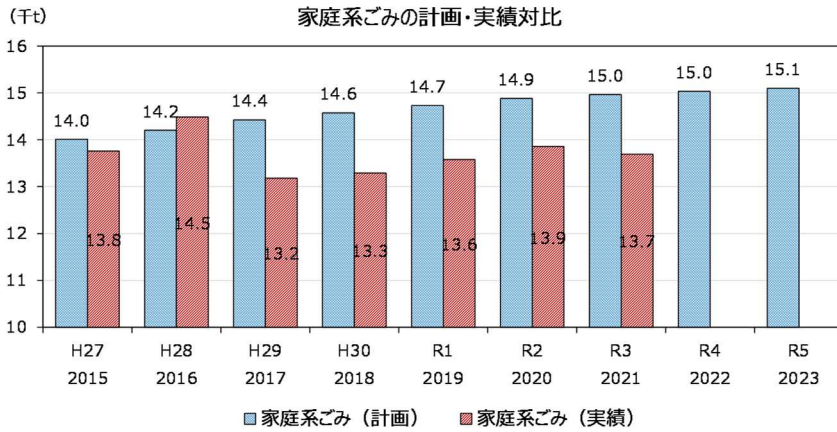


計画・実績対比の詳細を図表37に示します。

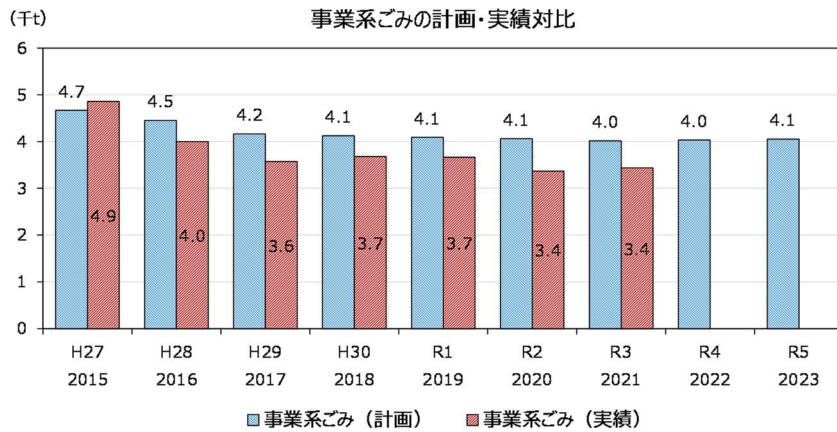
図表 37 計画・実績対比



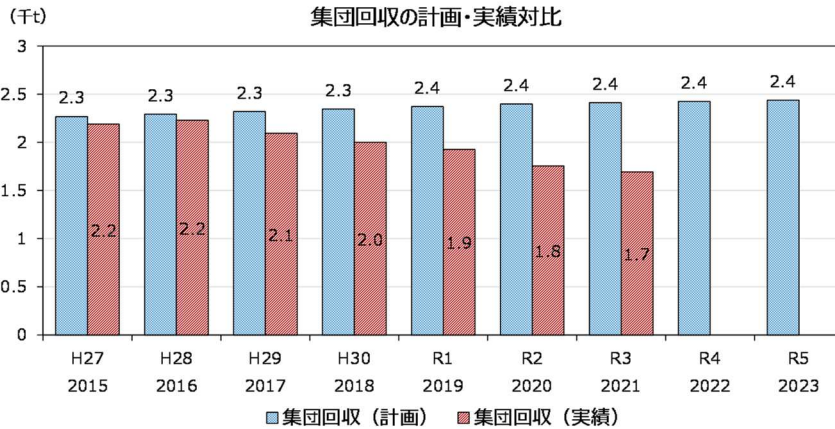
総排出量は平成29年度に大きく減少し、その後も横ばいです。そのため計画量に比べてかなりごみ減量が進みました。



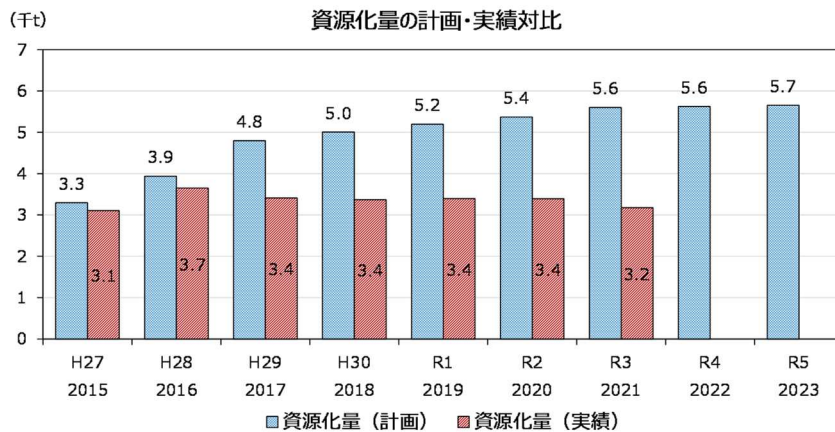
家庭系ごみは減少傾向が続きましたが、平成30年度から増加に転じており、今後の動向に注意が必要です。



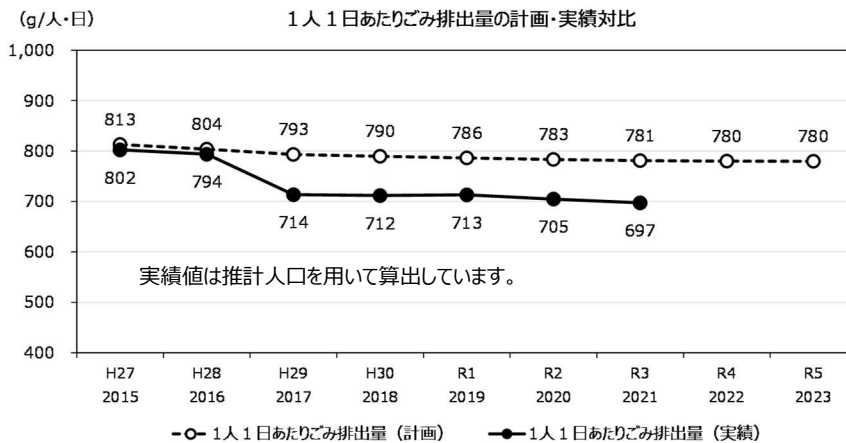
事業系ごみは平成28年度に大幅に減少し、その後は微増・微減を繰り返しています。



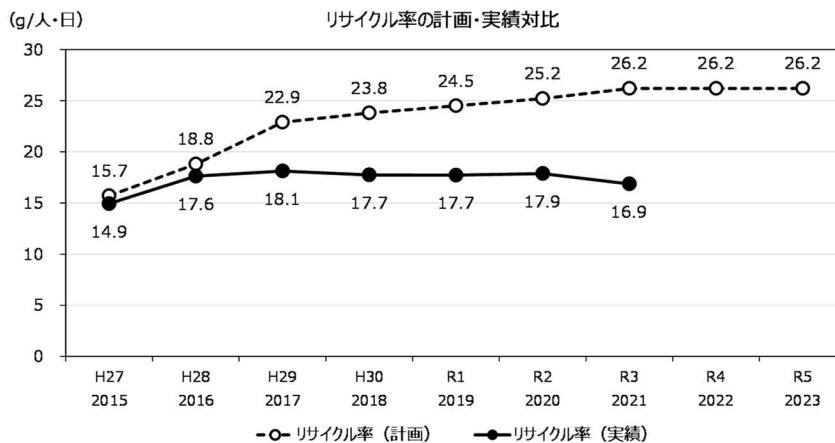
集団回収は平成21年度から減少傾向が続いており、計画との差異が広がる傾向です。



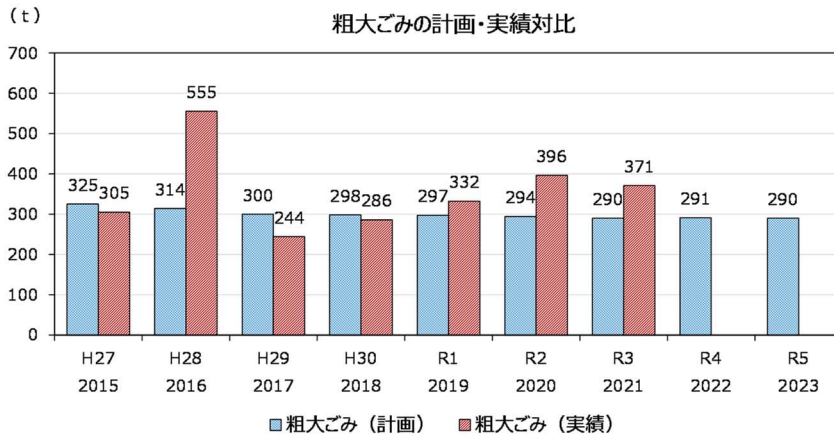
資源化量は平成30年度から横ばい傾向が続いており、計画どおりの資源化が進んでいません。



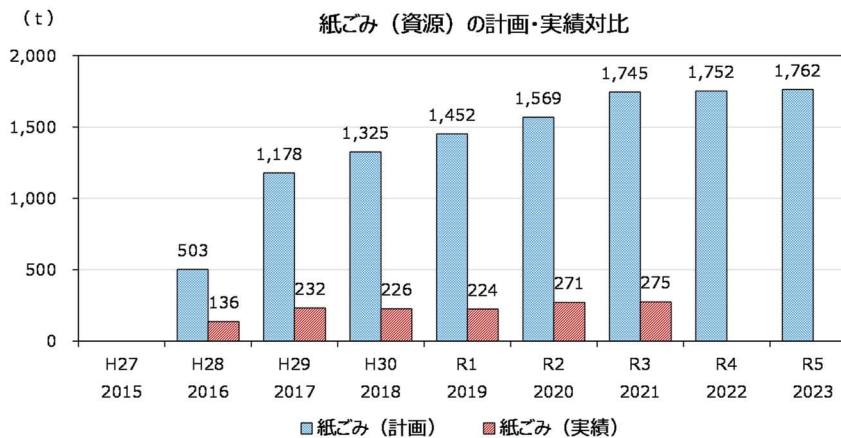
ごみ排出量の減少及び人口の伸び悩みにより、ごみ排出量の原単位は計画値より少ない水準で推移しています。



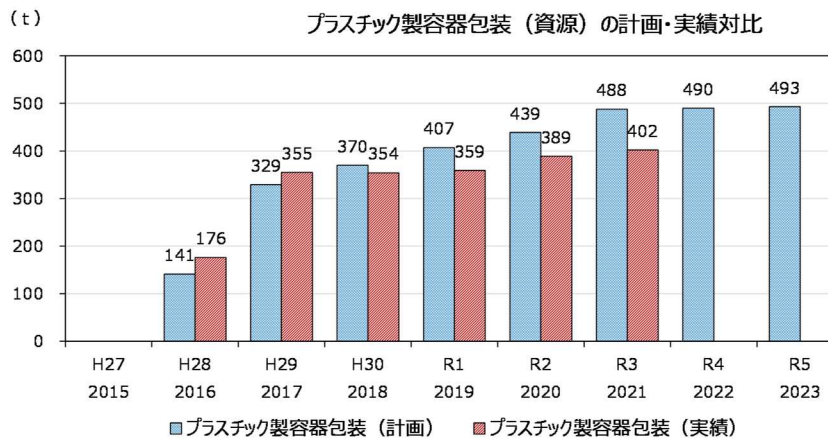
平成29年度以降、資源化量は減少傾向のため、リサイクル率は計画と大きく乖離しています。



平成28年10月より粗大ごみの有料化を実施し、翌年度は減少したものの、その後は増加に転じ、導入前の水準を上回っています。



紙ごみの資源化は270t程度と低い水準にあり、計画を大きく下回っています。抜本的な見直しが必要です。



プラスチック製容器包装の資源化は計画に近い水準まで増加しており、順調に推移しています。

(2) 施策の推進状況

ア. 重点施策【リーディング・プロジェクト】の推進状況

(1) 紙ごみの分別収集の開始

- 紙ごみ（新聞紙・チラシ、雑誌・書籍、段ボール）の収集（月1回）を開始
- 収集した紙ごみは甘南備園リサイクルプラザ棟で集積後、古紙回収業者に引き渡し

(2) プラスチック容器包装の分別収集の開始

- プラスチック容器包装の収集（週1回）を開始
- 収集したプラスチック容器包装は再資源化業者にて再資源化

(3) 粗大ごみの有料化・家の前（または指定場所）での収集開始

- 粗大ごみを有料化し、家の前（または指定場所）での収集を開始
- 粗大ごみの処理手数料は、品目やサイズにより金額が変わる方式を採用

(4) 家庭系ごみの持込みの費用負担の見直し

- 家庭系ごみの持込みに対し、10kgあたり150円の手数料を徴収
- 受益者と非受益者間の公費負担の公平性、公正性を確保

イ. ごみの適正処理・減量化施策【ベーシック・プロジェクト】の推進状況

(1) ごみのリデュース（ごみをへらす）

- 市ホームページにおける、食べきり、使い切り、マイバックやマイボトルの啓発
- 市環境フェスタでのイベントにおけるマイバックの配布による市民啓発
- 事業者に対する「イベントごみ減量計画書」によるごみ減量策の指導

(2) ごみのリユース（もういちどつかう）

- 「京田辺エコパークかんなび」のリユース展示場及び新田辺東商店街キララ店の運営支援
- 「京田辺エコパークかんなび」をホームページやくらしの便利帳（京田辺市版）等で案内
- 産業祭における「京田辺エコパークかんなび」の出店への協力

(3) ごみのリサイクル（資源としてつかう）

- 分別区分変更に伴う「ごみの分別・出し方ガイドブック」改訂と分別収集の啓発
- 再生資源集団回収事業補助金による、自治会等が行う集団回収事業の支援
- 事業系一般廃棄物の自己搬入業者の申請時に減量計画書の提出を求めリサイクルを啓発
- 生ごみ処理機の購入者に対する補助金交付による再生利用の促進
- 剪定枝等を樹木チップ化し、市民に配布することによる再生利用の啓発

(4) ごみの適正処理

- 新たな区分「危険ごみ」の収集開始によるごみ処理の安全性の向上
- 家庭系ごみの持込みの事前受付制度による利便性の向上
- 事業系ごみの収集運搬許可制度及び自己搬入登録制度の実施
- 事業系ごみの展開検査の適宜実施による適正処理の維持
- ごみ集積場防御ネット等の購入に対する補助金による支援
- 「京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」の一部改正
→「持ち去り禁止規定」の追加による規制の強化
- 不法投棄防止のための定期的なパトロールなどを継続的に行い監視体制を推進

(5) ごみ処理システムの構築

- 収集車両へのハイブリッド車両の導入（平成28（2016）年度から）
- 高齢者や障がい者を対象とした戸別収集（にこにこ収集）を実施
- 大阪府枚方市と共同による可燃ごみ広域処理施設整備事業の推進
- 甘南備園既存施設の効率的で安全な運用のための定期的な修繕の実施
- 「一般廃棄物会計」の導入による運搬・処理などの経費の明確化

(6) 未来の京田辺のために

- 市内小学校の施設見学の受け入れや出前講座の実施
- 市内9小学校を対象とした3Rのポスター展の実施
- 市環境フェスタにおけるごみの収集体験の実施
- ごみ処理に関する小学生向けホームページの作成
- 「京田辺エコパークかなび」等と連携したものづくり教室などの開催
- 家庭系ごみの組成調査実施（平成30（2018）年度）

1-8 今後の課題

(1) 家庭系ごみの減量促進

<本市を取り巻く状況>

新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、市民の生活様式が変容し、家庭系ごみ量は総量が増加傾向です。これらを踏まえ、今一度、リデュース、リユース、リサイクルの徹底など、家庭系ごみ削減の基本からの市民啓発を進めていきます。

<次期計画策定に向けた重点テーマ>

- リデュース・リユースの取組み強化
- 市民・転入者への分別ルール等の周知徹底
- 家庭系ごみの処理費用の費用負担のあり方の検討
- 食品ロス削減のための取組み強化
- 家庭における脱プラスチックの取組み

(2) 事業系ごみの維持・抑制

<本市を取り巻く状況>

新型コロナウイルスの感染予防対策による休業対応の影響もあり、事業系ごみは大幅に減少しましたが、今後の反転増加も懸念されます。さらに、社会的な課題となっている食品ロス削減の取組みについては、消費者と連携した取組みを進める必要があります。

<次期計画策定に向けた重点テーマ>

- 「てまえどり」など、小売店や市民団体等と連携した取組みの推進
- 食品ロス削減の啓発・指導（飲食店、スーパー、コンビニ等）
- 食品ロス実態調査の継続的な実施

(3) リサイクル率の向上

<本市を取り巻く状況>

リサイクル率はほぼ横ばいであり、目標の達成は難しい状況です。特に、再生資源集団回収は減少傾向にあり、令和3（2021）年度のリサイクル率は府内26市町村中11位となっています。特に紙ごみの資源化は計画と大きく乖離しており、抜本的な見直し検討が必要です。また、プラスチックごみの削減は地球規模の課題となっており、重点的な取組みが必要です。

<次期計画策定に向けた重点テーマ>

- 再生資源集団回収活動の活性化（活動団体の拡充や参加世帯の増加等）
- 紙ごみ資源化に向けた抜本策の推進
- プラスチックごみのリサイクル推進

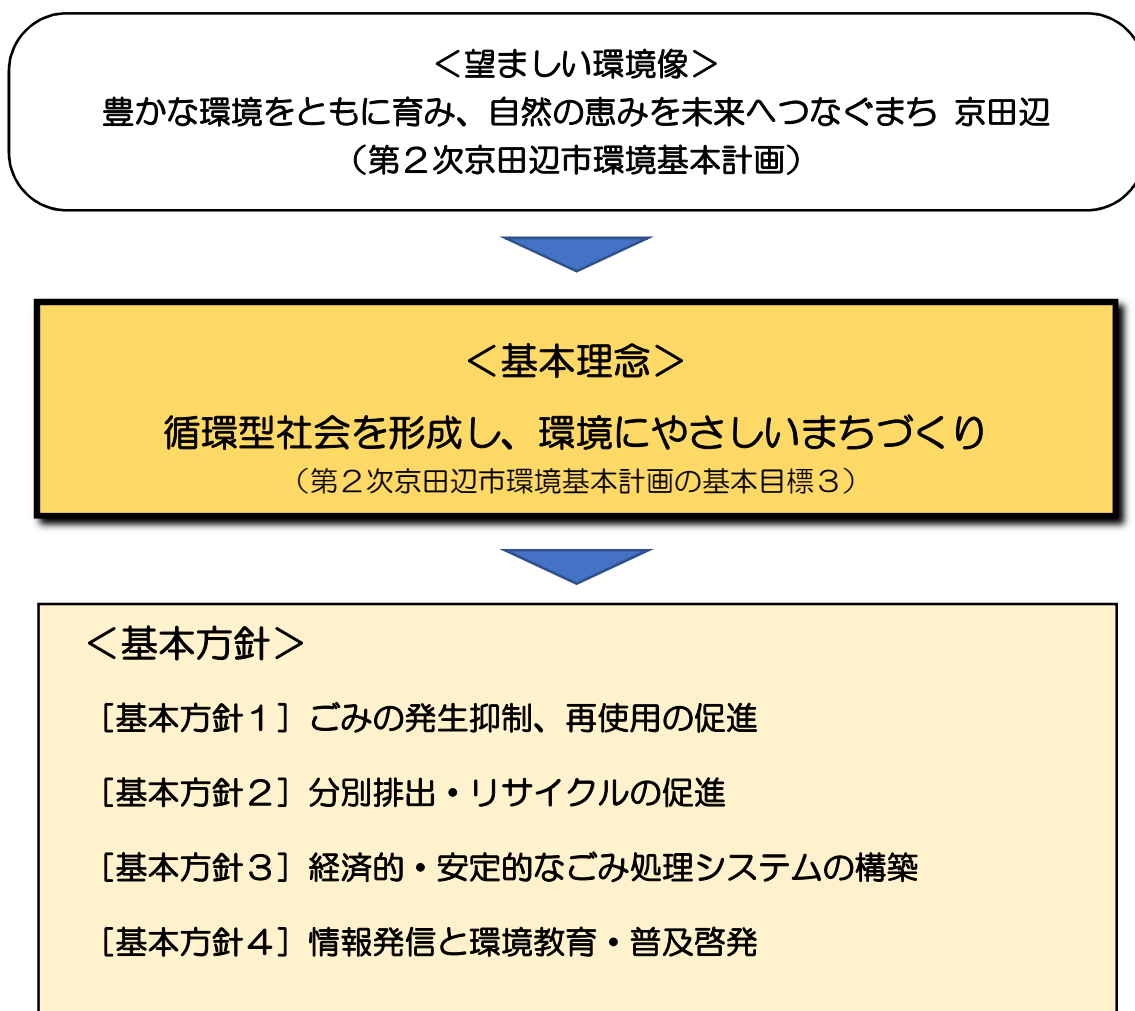
第2章 ごみ処理の将来目標

2-1 基本理念と基本方針

第2次京田辺市環境基本計画の基本目標3を受け、本計画の基本理念を「循環型社会を形成し、環境にやさしいまちづくり」とします。

この基本理念を達成するために、4つの基本方針、すなわち基本方針1「ごみの発生抑制、再使用の促進」、基本方針2「分別排出・リサイクルの促進」、基本方針3「環境負荷の小さいごみ処理の推進」、基本方針4「情報発信と環境教育・普及啓発」を定め、本計画の目標の達成を図ります。

図表 38 本計画の基本理念と基本方針

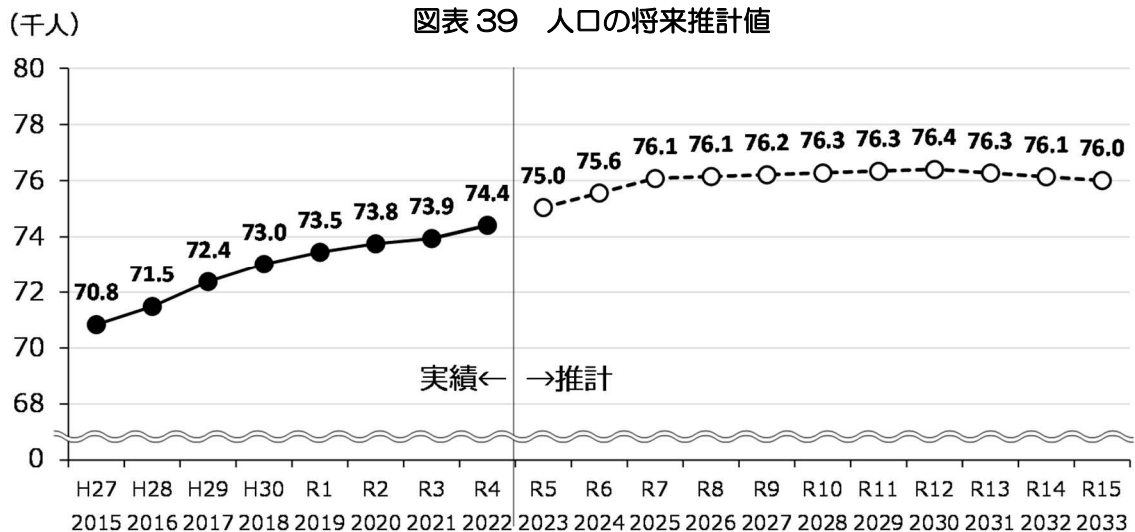


2-2 ごみ排出量の将来推計

(1) 人口の将来推計

「京田辺市将来人口推計（平成30年度推計）」によると、人口増は令和12（2030）年度まで続き、77千人近くまで達した後、緩やかに減少に転じると推計しています。

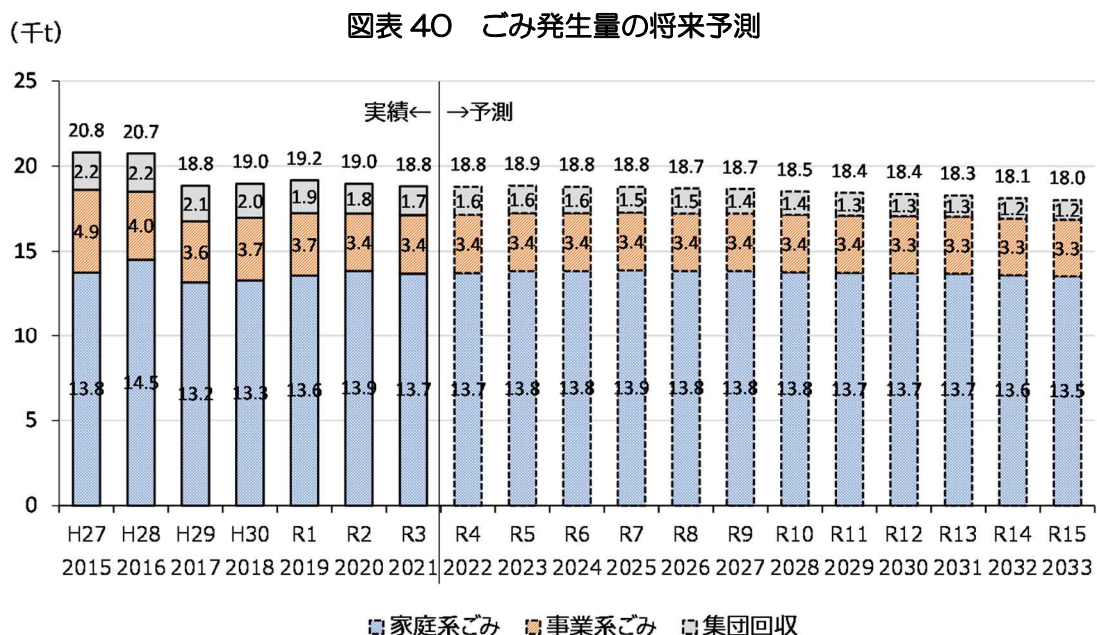
本計画では、同人口推計をベースとしつつ、過去3年の推計に対する実績の割合の平均値で推計値を補正した値を人口推計値としています。推計結果を図表39に示します。



注) 令和4年度までは「京都府推計人口」を参照。令和5年度以降は、「京田辺市将来人口推計（平成30年度推計）」における推計値の直線上の値に、令和2年度から令和4年度の推計値に対する実績値の割合の平均を乗じて補正しています。

(2) ごみ発生量の将来予測

ごみ排出量の将来予測を図表40に示します。今後数年は横ばいで推移し、令和8（2026）年度から緩やかな減少傾向を示すと想定されます。



注) 1人1日あたりの排出量原単位をごみの種類ごとに適切な予測式で予測し、これに人口推計値と年間日数を乗じて推計しています。